

消費者事故等調査報告書

住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故

令和 7 年 6 月 24 日

消費者安全調査委員会

本報告書の調査は、消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）が消費者安全法（平成21年法律第50号）第23条第1項の規定に基づき、消費者安全の確保の見地に立って、事故の発生原因や被害の原因を究明するものである。調査委員会による調査又は評価¹は、生命身体に係る消費者被害の発生又は拡大の防止を図るためにものであって、事故の責任を問うために行うものではない。

本報告書は、担当専門委員による調査並びに事故調査第一部会における調査及び審議を経て、令和7年6月24日に調査委員会で決定し、消費者安全法第31条第1項の規定に基づき公表するものである。

消費 者 安 全 調 査 委 員 会
委 員 長 中 川 丈 久
委員長代理 宗 林 さおり
委 員 岡 田 就 将
委 員 郷 野 智 砂 子
委 員 菅 谷 朋 子
委 員 水 流 聰 子
委 員 宮 崎 祐 介

事 故 調 査 第 一 部 会
部 会 長 水 流 聰 子
部会長代理 宮 崎 祐 介
臨 時 委 員 池 添 冬 芽
臨 時 委 員 伊 藤 崇 子
臨 時 委 員 大 木 幸 子
臨 時 委 員 興 津 征 雄
臨 時 委 員 北 村 光 司
臨 時 委 員 志 田 静 夏

担当専門委員 大 野 美 喜 子
担当専門委員 高 木 元 也

¹ https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/pdf/130621_hyouka.pdf

目 次

1 調査の目的等	2
(1) 調査の目的	2
(2) 調査の概要	2
2 認定した事実	4
2. 1 事故情報	4
(1) 発生件数	4
(2) 発生状況	5
2. 2 子どもの身体寸法等	10
(1) 身体寸法	10
(2) 運動機能	11
2. 3 住宅内事故と住環境整備	13
(1) 子どもの住宅内事故	13
(2) 住環境及びその整備方法（ハード面とソフト面）	13
2. 4 住環境に関する設計・整備基準	14
(1) 建築基準法	14
(2) 子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン	14
(3) その他の任意基準	18
2. 5 住環境を整備するための製品	19
(1) 製品の概要	19
(2) 製品による住環境整備とガイドラインとの関係	19
(3) 転落防止用製品普及のための取組	19
2. 6 関係行政機関等による安全対策支援	22
(1) 関係行政機関による住環境整備の支援	22
(2) 周知啓発	23
2. 7 保護者の意識・行動	26
(1) 転落防止に関する意識・行動調査	26
(2) 子どもの事故防止を進めるために役立つと思われているもの ...	27
(3) 住宅の選択において重視する点	27
2. 8 ニューヨーク市の転落防止対策	28
(1) キャンペーンの開始	28
(2) 転落防止装置設置等の義務化	28
(3) 米国全土に拡大していない理由	28
2. 9 業界団体からのヒアリング結果等	29
(1) 相反する事項	29
(2) 対策によって新たに生じる危険等	29
(3) 多様な住宅での対策の困難性	30

(4) 住宅価格の上昇	31
3 原因	32
3. 1 発生状況の検証	32
(1) 窓からの転落死亡事故 (42 件)	34
(2) ベランダからの転落死亡事故 (92 件)	39
3. 2 年齢別の事故原因	45
(1) 窓からの転落死亡事故の原因	45
(2) ベランダからの転落死亡事故の原因	45
(3) ガイドラインに基づく住宅であった場合	47
3. 3 結論	48
4 再発防止策	49
4. 1 住環境整備の方策	49
(1) ハード面及びソフト面の両面での住環境整備	49
(2) ガイドラインに基づく住宅の転落防止対策の効果	49
(3) 転落防止用製品に求められる要素	50
(4) 周知啓発の必要性	50
4. 2 結論	54
(1) 転落防止対策をした住宅の普及	54
(2) 転落防止用製品の研究・開発	54
(3) 転落に至るプロセス及び転落事故防止方法の周知啓発	54
5 意見	55
5. 1 国土交通大臣への意見	55
5. 2 経済産業大臣への意見	55
5. 3 こども家庭庁長官への意見	55
6 おわりに	56
添付資料	57

【用語の定義】

子ども	0～6歳未満の乳幼児。こども基本法（令和4年法律第77号）は、「こども」を「心身の発達の過程にある者」（第2条第1項）とし、特定の年齢で区切っていない。児童福祉法（昭和22年法律第164号）は、18歳未満の者を「児童」とした上（第4条柱書）、1歳に満たない者を「乳児」（同条第1号）、1歳から小学校に就学するまでの者を「幼児」（第2号）、小学校に就学してから18歳までの者を「少年」（第3号）に区分している。本報告書での「子ども」は、同法の乳児及び幼児に相当する。引用文が「こども」「子供」の表記を用いている場合には、その表記を用いる。	
住宅	主として人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分 ² 。	
窓	住宅（マンションなどの区分所有建物にあっては、特定の区分所有者 ³ が区分所有する部分に限る。）にある開口部のうち採光等の用途に供するもの ⁴ 。	
腰窓	腰ほどの高さにある窓 ⁵ 。	
掃き出し窓	床面と同じ高さに設置され、人が通ることのできる高さ及び大きさを持つ窓 ⁶ 。 本報告書では、ベランダに通じている窓を掃き出し窓としている。	
ベランダ	住宅に外接して造られた縁状のもの ⁷ 。法令等で「バルコニー」とされているものについても、文献等を直接引用している箇所等の一部を除き、本報告書では「ベランダ」と記載している。	
手すり	手すりには転落防止用と身体支持用の2種があるところ ⁸ 、本報告書では、手すりを転落防止用の手すりの意味で用いる。	
転落	高所から落下すること。本報告書では、文献等を直接引用している箇所等の一部を除き、墜落（身体が完全に宙に浮いた状態で落下すること）も含め「転落」と記載している ⁹ 。	

² 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1号

³ 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項

⁴ 彰国社編『建築大辞典〔第2版〕〈普及版〉』（彰国社、1993）1584ページ参照

⁵ 建築知識編『建築の仕組みが見える 04 つくり方がわかる建築用語図鑑』（エクスナレッジ、2025）129ページ

⁶ 建築知識・前掲注（5）129ページ

⁷ 彰国社・前掲注（4）1508ページ参照

⁸ 建築デザイン研究会編『建築デザイン用語辞典』（井上書院、2009）249ページ参照

⁹ 東京都生活文化局『子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策—東京都商品等安全対策協議会報告書—』及び一般社団法人日本救急医学会『医学用語解説集』（<https://www.jaam.jp/dictionary/dictionary/word/0901.html>）参照

1 調査の目的等

(1) 調査の目的

住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故については、行政機関等から危険性及びその対策の周知啓発が継続的にされている。それにもかかわらず、死亡事故が発生し続けていることから、事故等原因を究明し、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため、調査を開始することとした。

(2) 調査の概要

ア 選定理由

調査委員会は、「事故等原因調査の対象の選定指針」（平成 24 年 10 月 3 日消費者安全調査委員会決定）に基づき、次に掲げる要素を総合的に勘案し、本件事故を事故等原因調査の対象として選定した。

① 公共性

住宅での事故であり、事故は今後も発生するおそれがある。

② 被害の程度

死亡事故に至る可能性が高い。

③ 単一事故の規模

単独事故の可能性が高く、被害が複数に及ぶことは少ない。

④ 多発性

同種又は類似の事故が多数発生している。

⑤ 消費者による回避可能性

子どもの行動は予測不可能な面がある一方、保護者が常時監視することは困難と考えられる。

⑥ 要配慮者への集中

特に 6 歳未満の子どもに事故が集中している。

イ 調査対象

特に 6 歳未満の子どもに事故が集中していることから、6 歳未満の子どもにおける住宅の窓及びベランダからの転落事故を調査対象とするとした。

ウ 調査体制

調査委員会は、本調査について、子どもの事故予防及び安全工学に関する知見が必要と考えられることから、以下の2名の専門委員を指名し、事故調査第一部会及び調査委員会で審議を行った。

専門委員 大野美喜子 国立研究開発法人産業技術総合研究所
人工知能研究センター
主任研究員

専門委員 高木 元也 独立行政法人労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所
新技術安全研究グループ
特任研究員

エ 調査の実施経過

2023年6月から2025年6月にかけて調査を実施した（添付資料1及び2参照）。

2 認定した事実

2. 1 事故情報

(1) 発生件数

ア 建物又は建造物からの転落死亡事故（全国）

人口動態調査によれば、2014年から2023年までの10年間で、9歳以下の建物又は建造物からの転落死亡事故（窓・ベランダ以外の箇所からの転落死亡事故を含む。）が58件発生していた。年齢別では、0歳が1件、1～4歳が42件、5～9歳が15件であった（図2）。

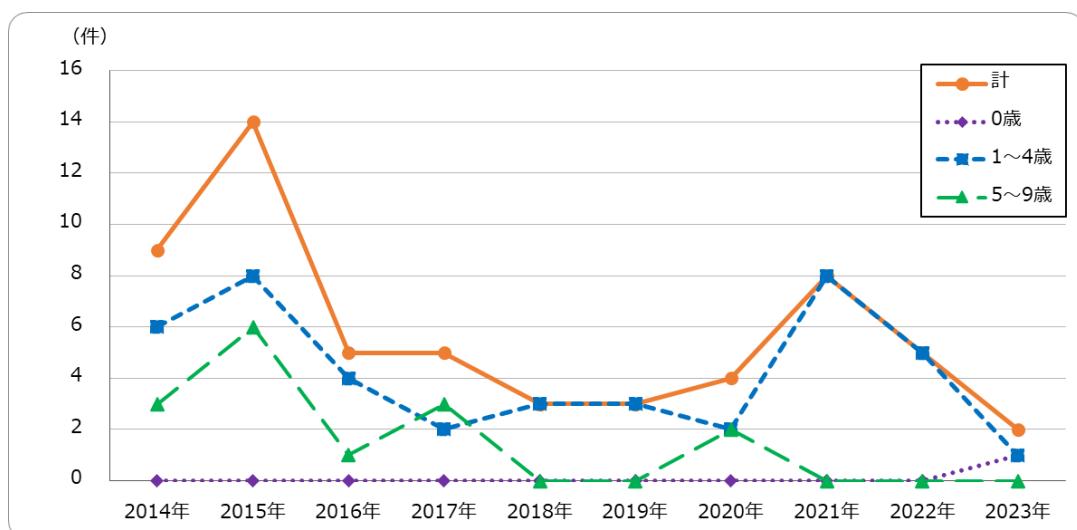


図 2 9歳以下の建物又は建造物からの転落死亡者数

（人口動態調査を基に事務局にて作成）

イ 「住宅等の窓・ベランダ」からの転落による救急搬送者数（東京都）

東京消防庁の救急搬送データ¹⁰によれば、2020年から2024年までの5年間（2024年中の数値は速報値）で、6歳未満の「住宅等の窓・ベランダ」からの転落による救急搬送者数は63人であった（図3）。月別では、最も多いのは5月の16人、次に多いのは10月の9人であった（図4）。初診時程度別では、入院が必要とされる中等症以上が53人、生命の危険が強いとされる重症以上が16人であった（表1）。2階からの転落でも34人が入院が必要とされる中等症以上と診断されていた。

¹⁰ 東京消防庁ウェブサイト「子どもが住宅等の窓・ベランダから墜落する事故に注意！」
(https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/nichijo/children_veranda.html)

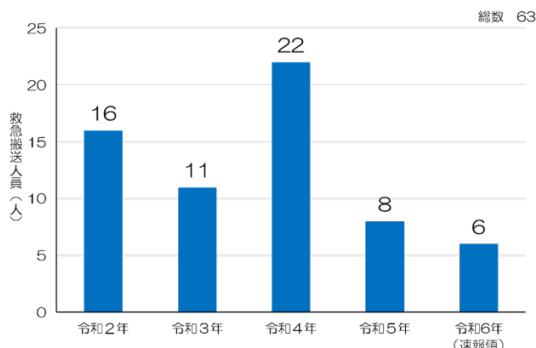


図 3 年別救急搬送人員

表 1 墜落事故の発生階別初診時程度（人）

発生階	軽症	中等症	重症	重篤	計
2階	6	26	8		40
3階	4	10	4	2	20
4階			1		1
5階		1		1	2
計	10	37	13	3	63

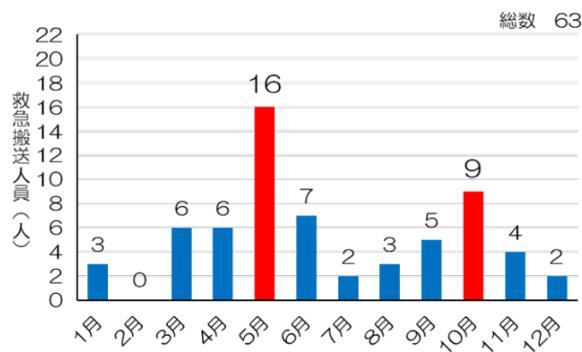


図 4 月別救急搬送人員

出典：東京消防庁ウェブサイト「こどもが住宅等の窓・ベランダから墜落する事故に注意！」

※ 出典元の「墜落」を本報告書では「転落」と表記

※ 各数値は5年間（2020～2024年）の総計

（2）発生状況

ア 調査に用いたデータ

国土交通省「建築物事故の概要」¹¹、国土交通省国土技術政策総合研究所「建物事故予防ナレッジベース」¹²、警察庁から受領したデータ及び事務局にて収集した新聞報道の各データ（1993年から2024年までの32年分）を用いて、6歳未満の子どもの住宅の窓及びベランダからの転落死亡事故134件の発生状況を調査した。

イ 発生状況の概要

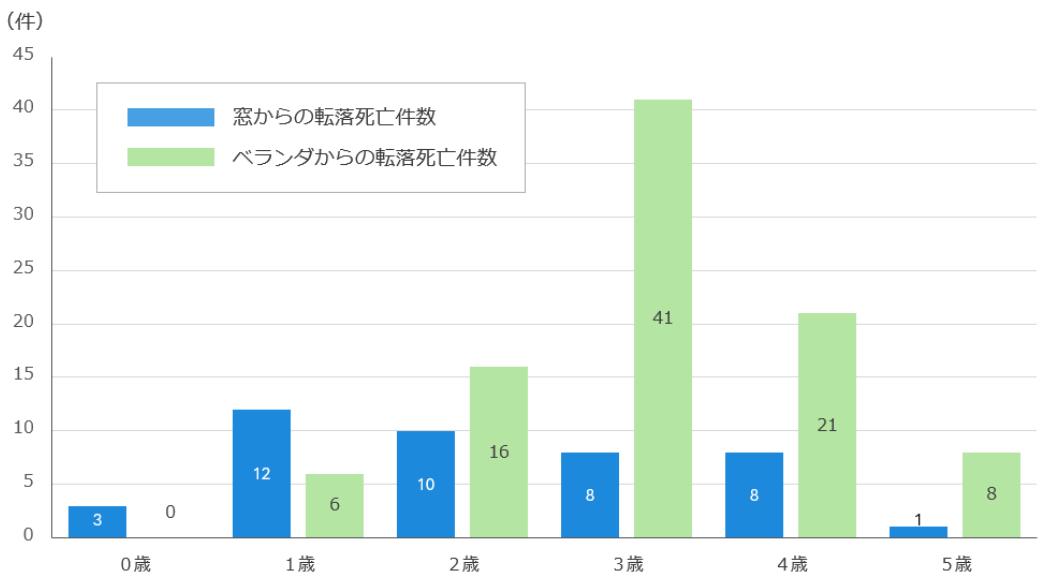
転落箇所別では、窓が42件、ベランダが92件であった。

窓からの転落は1歳の事故が最も多く（42件中12件。次いで2歳が10件）、ベランダからの転落事故は3歳の事故が最も多かった（92件中41件。次いで4歳が21件）（図5）。

なお、事故発生時における保護者の在宅状況は、在宅が134件中65件、不在（家族の送迎、ごみ出しなど短時間の外出を含む。）が55件であった（残り14件は不明）（図6）。

¹¹ https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000037.html

¹² <https://www.tatemonojikoyobo.nilim.go.jp/kjkb/>



区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
窓からの転落死亡件数	3	12	10	8	8	1	42
ベランダからの転落死亡件数	0	6	16	41	21	8	92

図 5 窓及びベランダからの転落死亡者数

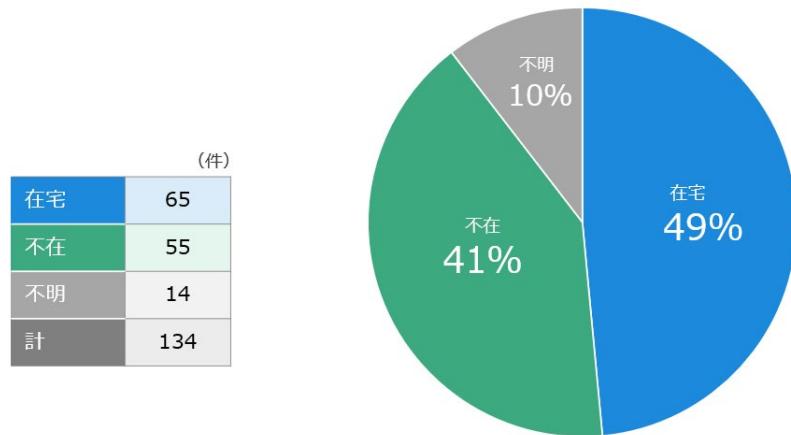


図 6 事故発生時における保護者の在宅状況

ウ 死亡事故の類型

「建築物事故の概要」及び「建物事故予防ナレッジベース」の事例から、窓とベランダの転落箇所別に、死亡事故の類型を8件（窓3件、ベランダ5件）抽出した（事務局にて下線付記及び本報告書の他の箇所と表記統一）（表2及び表3）。

表2 窓からの転落死亡事故の類型（斜線部：事例では不明なもの）

事例	年齢	窓開放	窓の錠	足掛けり種類
①	0	開放	斜線	転落前からあった物（ベッド）
②	1	斜線	斜線	持ち運んだ可能性（テーブル）
③	2	斜線	子どもが解錠	転落前からあった物（こたつ）

① 0歳／窓開放／窓付近に足掛けり（ベッド）

2階建住宅の2階の窓から女児（0歳）が転落した。

- 事故当時窓は30cm程度開放されていたとのこと。
- ヘッドボード部を窓側にして設置された大人用のベッドを足掛けりにし、窓枠をよじ登り転落したと推定される（窓の下枠から床までの高さは90cmであり、ベッドのヘッドボード上面から床までの高さは70cm、ベッドのマットレス上面から床までの高さは40cm）。

（建築物事故の概要）

② 1歳／足掛けり（テーブル）を持ち運んだ可能性

1歳の男児が死亡。マンション3階の自宅の窓から転落したとみられる。転落前に「窓枠をつかんで体を乗り出していた」という通行人の目撃証言があるという。窓の下には男児が遊びで使う高さ約30cmのテーブルがあり、上に乗れば窓に手が届く状態だったという。

（建物事故予防ナレッジベース）

③ 2歳／窓解錠（開錠）／転落前から窓付近に足掛けり（こたつ）

共同住宅4階の居室の腰窓から、男児（2歳）が転落した。

- 居室の床面から窓枠下端までの高さは82cmであり、腰窓外部の水平部から転落防止柵の高さは86cm
- 窓際のこたつの天板を踏み台にして窓を開錠し開放した上で、窓外部の転落防止柵の取付部を足掛けりとして柵を乗り越えたものと推測される。

（建築物事故の概要）

表 3 ベランダからの転落死亡事故の類型（斜線部：事例では不明なもの）

事例	年齢	手すり隙間	足掛けかり種類
①	2	斜線	転落前からあった物（水槽など）
②	4	斜線	室外機
③	3	斜線	持ち運んだ可能性（キャスター付きの台）
④	4	斜線	手すり壁の通気孔（空気穴）
⑤	3	すり抜け	斜線

① 2歳／転落前からベランダに足掛けかり（水槽など）

11階建てのマンションで、3階に住む2歳男児が自宅のベランダから転落して死亡。ベランダには水槽などが置かれており、これらをよじ登って、フェンス（高さ約120cm）を乗り越えたとみられる。

（建物事故予防ナレッジベース）

② 4歳／室外機

マンション12階のバルコニーから男児（4歳）が転落した。

○ バルコニーの北側に室外機があり、その上に上って転落したものと推定される。

（建築物事故の概要）

③ 3歳／足掛けかり（キャスター付きの台）を持ち運んだ可能性

マンション前の駐車場に12階に住む女児が倒れており、市内の病院に運ばれたが、まもなく死亡が確認された。ベランダから過って転落した可能性があるとみている。ベランダの柵は高さ約120cm。リビングにあった高さ約60cmのキャスター付きの台が柵の近くに移動していたといい、関連を調べている。

（建物事故予防ナレッジベース）

④ 4歳／ベランダ手すり柵の通気孔（空気穴）が足掛けかりとなり得る構造

マンション11階から4歳の保育園児が転落し、約2時間半後に搬送先の病院で死亡が確認された。マンションは祖父母の自宅で、転落時は室内に母と弟がいて、保育園児は1人でベランダにいた。ベランダには高さ120～150cmの手すりがあり、空気口が所々に開いていたという。

（建物事故予防ナレッジベース）

⑤ 3歳／手すりの隙間からすり抜けて転落

7階建てマンション西側の歩道で5階に住む3歳男児が倒れており、病院で死亡が確認された。自宅ベランダの高さ約100cmの柵には男児のものとみられる指紋が残されていたといい、男児が柵の間をくぐり抜けるなどして過って転落した可能性があるとみて調べている。

(建物事故予防ナレッジベース)

2. 2 子どもの身体寸法等

(1) 身体寸法

ア 身体の特徴

子どもは、身長に比して頭部が大きく、重心が高い。その分、頭部から転落する可能性が高い¹³。

イ 身長及び垂直到達距離

子どもの身長とその垂直到達距離（どの程度の高さに手が届くか¹⁴）（図7）は、表4のとおりである。



図 7 垂直到達距離

（どの程度の高さに手が届くか）

表 4 身長及び垂直到達距離

	男児		女児		(cm)	
	50パーセンタイル値(中央値)		50パーセンタイル値(中央値)			
	身長	垂直到達距離	身長	垂直到達距離		
9～10ヶ月未満	71.0	78.7	69.9	76.9		
10～11ヶ月未満	72.1	80.4	70.9	78.5		
11～12ヶ月未満	73.1	82.0	71.9	80.0		
1年6～12ヶ月未満	82.1	96.3	81.0	94.6		
2年6～12ヶ月未満	90.5	109.7	89.6	108.2		
3年6～12ヶ月未満	97.8	121.3	96.7	119.6		
4年6～12ヶ月未満	104.7	132.2	104.0	131.2		
5年6～12ヶ月未満	111.3	142.8	110.8	142.0		

出典：こども家庭庁「一般調査及び病院調査による身長の身体発育値（3、10、25、50、75、90 及び 97 パーセンタイル値）年・月・日齢別、性別」¹⁵

※ 事務局にて抜粋加工（垂直到達距離を算出・追記）

¹³ 反町吉秀監修『なぜ起こる乳幼児の致命的な事故』（学建書院、2013）20 ページ以下、50 ページ以下。子どもがよじ登って乗り越えない高さとして、腰壁等から 80 cm 以上の高さが必要とされている（日本建築学会編『建築人間工学事典』（彰国社、1999）156 ページ以下及びビューローベリタスジャパン建築認証事業本部『世界で一番やさしい住宅性能評価 2025 年大改正対応版』（エクスナレッジ、2025）198 ページ参照）。

¹⁴ 持丸正明＝山中龍宏＝西田佳史＝河内まき子編『子ども計測ハンドブック』（朝倉書店、2013）34 ページ以下。垂直到達距離=身長×1.59–34.22（同書 35 ページ）

¹⁵ https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450272&tstat=000001024533&cycle=0&tclass1=000001224821&stat_infid=000040240362&cycle_facet=tclass1&tclass2val=0

ウ 頭幅

1～6歳の子どもの身体データを計測した結果によれば、頭幅（頭部の最大水平幅）（図8）の最小値は12.0cmである¹⁶。

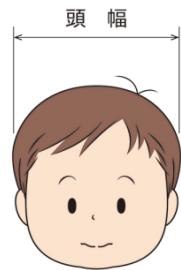


図8 頭幅（頭部の最大水平幅）

（2）運動機能

ア 子どもの行動特性及び運動機能

子どもには、「危険を理解する判断力の欠如及び予測不能な行動によって、大人には予測できないような危険状態に入る」及び「限界を試す」という行動特性がある¹⁷。また、「運動機能の発達とともにいろいろなことができるようになる一方、「様々な事故に遭うおそれ」が生じる¹⁸。

なお、子ども（生後11～50か月）の転倒時間の分析結果によれば、子どもが平地で転倒する際、倒れ始めてから身体の一部が接地するまでの時間は0.5秒程度が最も多い。人は目で見て反応できるまでに0.2秒要するといわれているところ、0.5秒のうち保護者が子どもを救うために使うことのできる時間は $0.5 - 0.2 = 0.3$ 秒となる¹⁹。

イ よじ登る能力

① 手掛けりのない状態でのよじ登る能力

手掛けりのない状態での「よじ登り能力」を計測する実験（95cm×70cmの木板を最上面に取り付けたよじ登り計測器等を用いた計測）から、1歳3か月から3歳9か月のよじ登ることのできた高さと年齢（月齢）の回帰式が得られている。当該回帰式を用いて、1歳3か月から3歳9か月以外も含む年齢（月齢）のよじ登ることのできる高さを算出した結果は、表5のとおりである²⁰。

¹⁶ 八藤後猛=田中賢=中村孝之=野村歡「幼児を対象とした人体および動作計測装置の開発と計測による建築安全計画への考察:乳幼児の家庭内事故防止に関する研究 その1」日本建築学会計画系論文集67巻562号(2002) 191ページ以下

¹⁷ 『JIS Z 8050:2016 (ISO/IEC Guide 50:2014) 安全側面—規格及びその他の仕様書における子どもの安全の指針』6ページ、9ページ以下

¹⁸ こども家庭庁成育局安全対策課編『子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック（単一版）（令和7年3月版）』2ページ

¹⁹ 西田佳史=山中龍宏編『保育・教育施設における事故予防の実践 事故データベースを活かした環境改善』(中央法規出版、2019) 11ページ

²⁰ 東京都『令和5年度 セーフティ・レビュー事業 報告書～都内における転落事故の実態と想定される事故予防策に関する提言～』94ページ以下

表 5 手掛けりのない状態でのよじ登る能力（年齢別）

年齢	0歳11月	1歳11月	2歳11月	3歳11月	4歳11月	5歳11月
よじ登る能力(cm)	36.0	47.8	59.6	71.4	83.2	95.0

※ 東京都における実験結果は1歳3か月から3歳9か月を対象としたものであるところ、それら以外も含む年齢（月齢）のよじ登ることのできる高さを事務局にて算出

② ベランダの手すりをよじ登る能力

2歳児、4歳児及び6歳児が高さ 110 cm のベランダ手すりを登ることができるとするかを手すり上部（笠木）及び足掛けり部分の条件を変えて計測した結果によれば、足掛けりとなる部分がなく、直径 3 cm の手すりが柵の真上に取り付けられた状態でのよじ登ることができた割合は、表 6 のとおりである²¹。

表 6 110 cm のベランダの手すりをよじ登る能力（年齢別）

条件	年齢	よじ登ることができた割合
足掛けりとなる部分 なし 手のかかる部分 直径 3 cm／柵の真上	2歳	0.0%
	4歳	71.4%
	6歳	85.7%

3歳児、4歳児及び5歳児が 120 cm、130 cm 及び 140 cm の柵を 30 秒間で登ることができるかを計測した結果によれば、年齢及び高さ別のよじ登ることができた割合は、表 7 のとおりである²²。

表 7 120～140 cm の手すりをよじ登る能力（年齢別）

	120 cm	130 cm	140 cm
3歳児	65.7%	20.0%	0.0%
4歳児	72.5%	50.0%	27.5%
5歳児	90.2%	82.9%	73.2%

²¹ 東京都生活文化局・前掲注（9）106 ページ以下

²² Safe Kids Japan 『ベランダの柵を考えるプロジェクト』

2. 3 住宅内事故と住環境整備

(1) 子どもの住宅内事故

子どもの不慮の事故の発生場所は、交通事故を除き、住宅（家庭）内が多い²³。

子どもの転落死亡事故は減少傾向にあり、その理由として、少子化のほか、住宅建築の安全性向上、家庭内での整備が進んでいることなどが考えられるとして指摘されている²⁴。

(2) 住環境及びその整備方法（ハード面とソフト面）

住環境とは住宅における安全性、快適性、利便性などの環境をいい²⁵、住環境整備には住宅の新築・改修工事だけではなく、工事以外の製品設置及び支援サービスも含まれる²⁶。住環境の整備方法には、住宅の新築・改修工事や製品によるハード面と人的援助等によるソフト面の二つがあり、これらに関わる様々な者が協働して本人や家族のニーズに対応した整備を行うことが求められるとされている²⁷。

本報告書において、「ハード面」とは窓を子どもが容易に解錠できないようにする製品を設置する、ベランダの手すりを容易によじ登ることができない仕様のものにするなど製品を用いた対応をいい、「ソフト面」とは家具や室外機が足掛かりとならないよう配置を工夫する、ベランダから足掛けとなり得る物品を除去する、窓を開放せずに施錠しておくといった人的な対応をいうものとする。製品の設置及び操作は人がするものであるところ、設置はハード面での整備、操作はソフト面での整備と位置付けることとする。

2. 4で設計によるハード面での整備（製品による整備及びソフト面での整備を一部含む。）、2. 5で製品によるハード面での整備、2. 6でハード面とソフト面の整備に対する支援策を取り上げる。

²³ こども家庭庁成育局安全対策課「令和6年3月26日 こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議 資料1 こどもの不慮の事故の発生傾向と対策等」4ページ、野村歓編『住環境のバリアフリー・ユニバーサルデザイン 福祉用具・機器の選択から住まいの新築・改修まで』（彰国社、2015）111ページ

²⁴ 坂本昌彦『小児科医が教える 子どもを事故から守る本』（内外出版社、2023）56ページ。野村・前掲注（23）111ページ以下も参照

²⁵ 日本建築学会編『建築環境心理生理用語集 [和英・英和]』（彰国社、2013）112ページ

²⁶ 野村歓=橋本美芽=植田瑞昌=西村顕『OT・PT のための住環境整備論 [第3版]』（三輪書店、2021）2ページ

²⁷ 長澤泰監『初めて学ぶ 福祉住環境 [第3版]』（市ヶ谷出版社、2018）54ページ、野村ほか・前掲注（26）2ページ

2. 4 住環境に関する設計・整備基準

(1) 建築基準法

建築基準法（昭和25年法律第201号）は、公共の福祉の見地から、建築物の構造耐力上、防火上、衛生上等の安全性及び好ましい集団的建築環境の確保のための「最低の基準」を定め、「国民」の生命、健康及び財産を保護することを目的としている²⁸。住宅について、子どもが居る家庭のみを想定した基準を定めているわけではない。

(2) 子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン

ア 概要

国土交通省国土技術政策総合研究所『子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン（改訂版）』（2025年3月公表）（以下「ガイドライン」という。）は、子育てに配慮した住宅と居住環境において配慮すべき事項や要求水準（性能・仕様等）等をまとめており、その中で子どもの窓・ベランダからの転落防止に配慮した技術的情報を定めている。

イ 転落防止のための基準

① 窓の錠の位置等

窓の錠の位置について、表8のような整理がある²⁹。

表 8 腰窓・掃き出し窓の錠の位置

窓の形状	窓の高さ	錠の位置
腰窓	25.4 cm < 高さ	高さ ÷ 2 - 4.6 cm
	高さ ≤ 25.4 cm	8.1 cm
掃き出し窓	高さ < 177.5 cm	高さ - 97.5 cm
	177.5 cm ≤ 高さ	80 cm

実際の窓の錠の位置は個々の住宅で異なるものの、腰窓の高さ（内法基準寸法）を110cm、腰壁の高さを90cmとして錠の位置を算出した場合³⁰、その位置は床面から140.4cmとなる。掃き出し窓の高さ（内

²⁸ 逐条解説建築基準法編集委員会編『逐条解説 建築基準法 [改定版 (上)]』（ぎょうせい、2024）1ページ

²⁹ 『一生使えるサイズ事典 住宅のリアル寸法 完全版』（エクスナレッジ、2022）99ページ

³⁰ 戸建住宅における腰窓の標準的な内法基準寸法の一つに110cm、腰壁の標準的な高さの一つに90cmがあることについて、一般社団法人日本サッシ協会『住宅サッシ／住宅出入り口商品「標準規格寸法」寸法設定と標準規格について（2021年4月改訂版）』29ページ、31ページ参照

法基準寸法) を 180~220 cm として錠の位置を算出した場合³¹、その位置は床面から 80 cm となる。

建築基準法令では、掃き出し窓の錠を取り付ける位置に関する定めはない。

ガイドラインでは、掃き出し窓について、子どもが容易に解錠できない錠(ダイヤル錠)にすること(図9)又は子どもの手の届かない位置(床上 150 cm 程度以上を想定)に補助錠を設置すること(図10)を定めている。

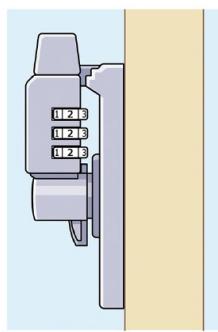


図 9 ダイヤル錠

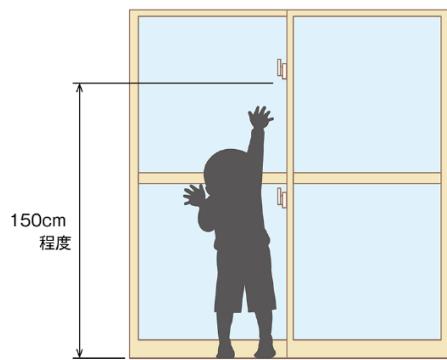


図 10 2か所(1か所は子どもの手の届かない高さ)
に取り付けられたクレセント錠

② 手すりの高さ

建築基準法令は、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 117 条に規定する建築物について、2階以上の階のベランダにおける手すり等の高さを 110 cm 以上と定めている(建築基準法施行令第 126 条第 1 項)。この高さを定める規定は、避難上及び消火上支障がないようにすることを求める建築基準法第 35 条の規定の委任を受け、同法施行令第 5 章「避難施設等」に置かれている。110 cm という高さは、火災等の避難時における転落を防止する目的で定められ、成人の重心を基準としたものなどとされている³²。窓の手すり及び足掛かりとなる部分から手すり上部までの高さの定めはない。

³¹ 戸建住宅における掃き出し窓の内法基準寸法が 180~220 cm であることについて、一般社団法人日本サッシ協会・前掲注(30) 8 ページ。本報告書では、戸建住宅の腰壁と掃き出し窓の標準的な内法基準寸歩をマンションの腰壁と掃き出し窓の標準的な内法基準寸法としても用いる。

³² 熊本地判平成 11 年 8 月 27 日判時 1696 号 131 ページ、大阪地判昭和 63 年 2 月 26 日判タ 680 号 195 ページ及び東京地判令和 5 年 2 月 27 日(2023WLJPCA02279003) 参照。110 cm という高さは、日本における成人男子の 99.9 パーセンタイルの重心高さに若干の余裕のある寸法と解釈し得るとされている

ガイドラインでは、床面から 110 cm以上の高さを確保しつつ、腰壁などの高さに応じた手すりの高さを定めている（図 11～13）。また、手すりの形状が足掛かり及び手掛けりとなることがないよう定めている。

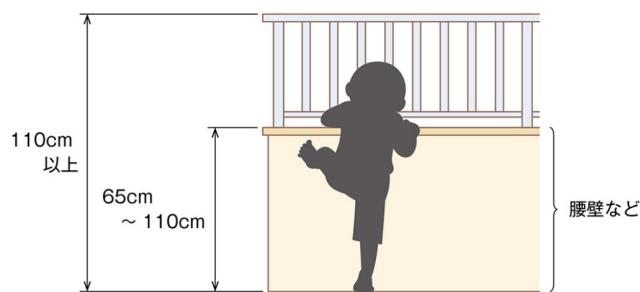


図 11 腰壁などが 65 cm以上 110 cm未満の場合の手すりの高さ

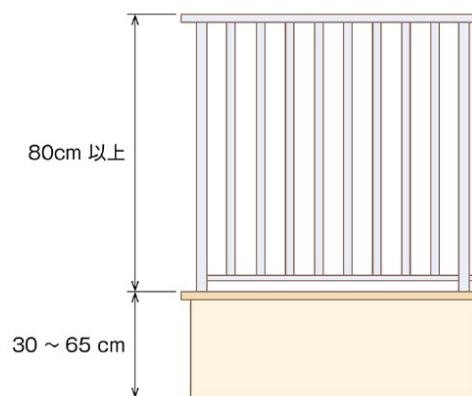


図 12 腰壁などが 30 cm以上 65 cm未満の場合の手すりの高さ

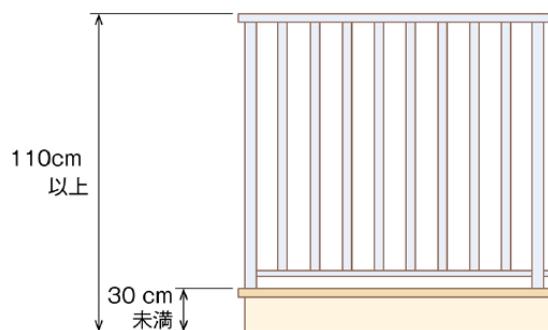


図 13 腰壁などが 30 cm未満の場合の手すりの高さ

(日本建築学会編『建築設計資料集成一人間』(丸善出版、2003) 148 ページ、日本建築学会・前掲注(13) 156 ページ)。

③ 手すり子間等の隙間

手すり子間の隙間が 11 cmを超えると頭からすり抜け、子どもが転落する危険性が高くなるとされている。また、手すり最下部と腰壁などとの隙間に足から滑り込んだ場合には、隙間が 11 cmであっても足からすり抜け、子どもが転落する危険性があるとされている³³。

建築基準法令では、手すり子間の隙間にに関する定めはない。

ガイドラインでは、手すり子間の内法寸法を 11 cm以下、手すり最下部と床面などとの内法寸法を 9 cm以下と定めている（図 14）。

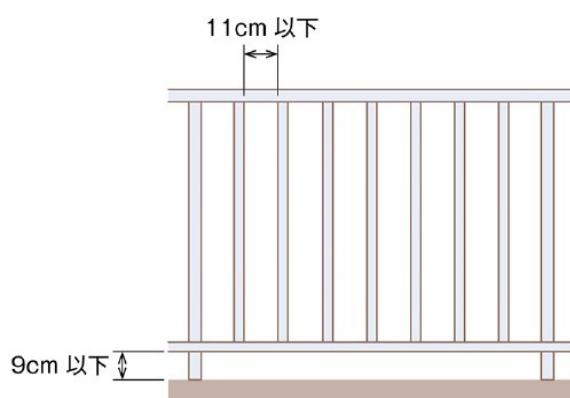


図 14 手すり子間等の隙間

④ 周辺環境

足掛けりがあれば、窓の手すりの実質的な高さは低くなり、転落する危険性が高くなる。また、実験研究において、子どもの身長が 105cm 以上の場合、手すりから足掛けりとなる物を 60 cm程度離さなければ、多くの子どもは手すりの高さ 110 cmを乗り越えることができるとしている³⁴。

建築基準法令では、当該法令の対象外である室外機等の配置場所に関する定めはない。

ガイドラインでは、室外機等をベランダの手すりから 60 cm以上離すことを定めている（図 15）。また、手すりから適切な離隔距離（60 cm以上）を確保できない場合は、室外機等を高さ 90 cm以上の柵で囲うことを定めている（図 16）。

³³ 日本建築学会・前掲注（13）157 ページ

³⁴ 八藤後猛=野村歡=田中賢「幼児の手すり柵の乗り越えによる墜落防止に関する実験研究と建築安全計画のための考察:乳幼児の家庭内事故防止に関する研究 その2」日本建築学会計画系論文集68巻 572号（2003）67 ページ以下

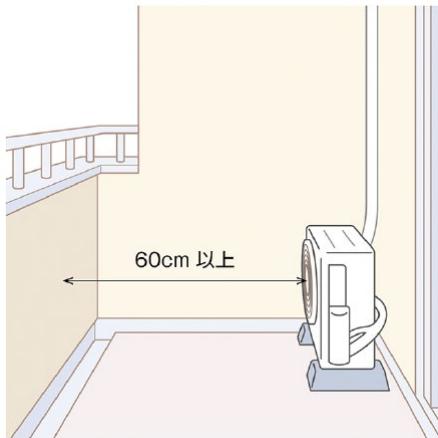


図 15 手すりからの離隔距離を確保した室外機

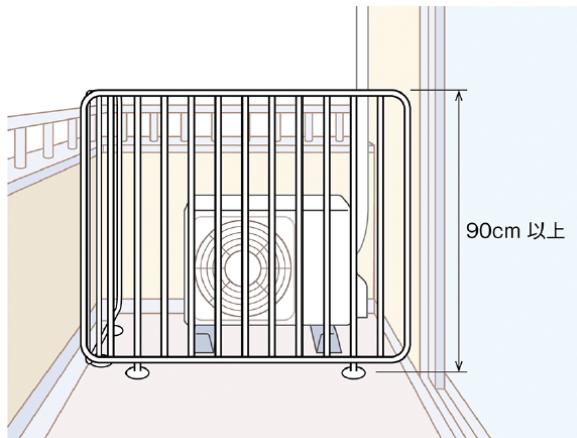


図 16 柵で囲った室外機

(3) その他の任意基準

東京都『子育てに配慮した住宅のガイドライン』は、窓・ベランダからの転落防止に配慮した具体例や整備の目安等を定めている³⁵。

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度の「9. 高齢者や障害者への配慮」は、子どもの転落事故防止にも資する対策例を定めている³⁶。優良住宅部品（BL 部品）認定制度は、窓・ベランダからの墜落防止評価基準（優良住宅部品認定基準墜落防止手すり BLS SR : 2024②）を定めている。JIS は、手すりの墜落防止の規格（「JIS A6601 : 2020 低層住宅用バルコニー構成材及び手すり構成材」）を定めている。

事業者において、転落防止のための独自基準を設けている例もある³⁷。

³⁵ 他の自治体における同種の基準として、愛知県『子育て世帯に適した住宅・住環境ガイドライン』、山口県『やまぐち子育て世帯安心住宅整備基準』等がある。

³⁶ ビューローベリタスジャパン・前掲注(13) 198 ページ参照

³⁷ 日経アーキテクチャ編『手すり大全』(日経 BP、2008) 100 ページ、碓井民朗『建築・設計のプロが教える「良識あるマンション」の見分け方・選び方』(日本実業出版社、2013) 167 ページ以下

2. 5 住環境を整備するための製品

(1) 製品の概要

窓・ベランダからの転落につながる子どもの行動を制限する製品として、表9の製品などがある。ただし、子どもの窓・ベランダからの転落防止を目的とする製品とは限らない。

表 9 製品の例

子どもの行動	製品	設置箇所
窓の鍵を解錠する	鍵付きの錠	サッシ
	2箇所に錠（1箇所は子どもの手の届かない高さに取付け）	サッシ
窓を開ける	補助錠	サッシ
	開口制限ストッパー	サッシ
	窓開閉検知機器	サッシ
ベランダに出る	格子戸（可動式の扉（錠付き））	掃き出し窓の枠
窓から身を乗り出す	窓格子	腰窓の枠

(2) 製品による住環境整備とガイドラインとの関係

住環境整備の方法には、住宅の新築・改修工事だけではなく、製品設置もあり、新築・改修工事と製品設置を併用するものがある³⁸。

ガイドラインは、新築・改修工事及び製品設置（補助錠、室外機を囲う柵等の設置）を併用している。

(3) 転落防止用製品普及のための取組

特定非営利活動法人キッズデザイン協議会は、優れた製品・取組等を広く社会に普及・啓発するための取組の一つとして、「キッズデザイン賞」を主催し、子どもの安全・安心と健やかな成長発達に役立つ製品・空間・サービス・研究活動等を顕彰している。

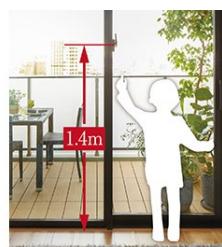
「子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン」部門で受賞した転落防止対策の作品には、製品だけではなく、分譲マンションの設計等もある（表10）。

³⁸ 福祉分野における上記のような住環境整備の進め方について、野村ほか・前掲注（26）36ページ以下参照

こうした受賞作品は、受賞作品の検索ウェブサイトにおいて、「子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン」で絞り込み、キーワードに「転落」と入力して検索することができる³⁹。

³⁹ <https://kidsdesignaward.jp/search/>

表 10 キッズデザイン賞受賞作品の例

製品概要	写真
子どもからは見えにくい部分にボタンを設けており、追加工なしで既存クレセント錠と交換可能（後付け可能）となっている。	
3歳未満の子どもが開閉できないロック強度、目立ちにくくないデザインとなっており、窓や網戸に加工不要で着脱可能となっている。	
1～4歳の子どもがベランダに容易に出ることができないよう、床から140cmの高さに窓サッシの錠を取り付けた仕様となっている。 ※ 分譲マンションにおける安全・安心のための取組として受賞	
よじ登り防止に関して、足掛かりとなる高さまで、アルミ手すりの格子間の隙間を埋める仕様となっている。	
ベランダの手すりについて、子どもの足掛けになるような突起や隙間をなくし、面状の仕様となっている。	

2. 6 関係行政機関等による安全対策支援

(1) 関係行政機関による住環境整備の支援

ア 国土交通省の主な取組

① 子育て支援型共同住宅推進事業

国土交通省は、2021年から、子育て支援型共同住宅推進事業を開始している。当該事業では、賃貸住宅建設型、賃貸住宅改修型及び分譲マンション改修型の3事業区分を設け、共同住宅を対象に、事故防止や防犯対策などの子どもの安全・安心に資する住宅の新築・改修の取組、また、子育て期の親同士の交流機会の創出に資する居住者間のつながりや交流を生み出す取組への支援を実施している。費用補助の対象者（交付申請者）は、賃貸住宅所有者（オーナー）、賃借人、区分所有者、マンション管理組合等である（令和7年度補助金交付申請等要領（以下「申請要領」という。）2.2）。

補助対象要件の基準は、ガイドラインを活用したものとなっている。補助対象工事「(1) 子どもの安全確保に資する設備の設置」の「配慮テーマ」に「転落による事故を防止する」があり、「転落による事故を防止する（バルコニー・窓などからの転落防止）」が取組事項となっている。当該取組事項の整備基準は別紙に定められており、その内容はガイドラインに沿ったものとなっている⁴⁰。窓及びベランダからの転落事故防止のための取組は、3事業区分のいずれにおいても実施が必須となっている。また、賃貸住宅改修型では賃貸住宅所有者（オーナー）から改修の許諾を得ていること（申請要領2.2）、分譲マンション改修型及び賃貸住宅改修型（分譲マンションを賃貸する場合のみ）では「転落による事故を防止する（バルコニー・窓などからの転落防止）」を目的とする取組をする場合にマンション管理組合の承認を得ていることが要件となっている（申請要領2.3 2①）。

② 子育て世帯向けの公営住宅等の整備への支援

子育て世帯向けの公営住宅等の整備について、2025年から、標準建設費の特例加算の項目に「子育て世帯等向け特別設備等工事費」が追加された。その「整備イメージ」として、「①バルコニーの安全対策（室外機を置いても安全な幅の広いバルコニー、足がかりのない高い手すり）」が挙げられている⁴¹。

⁴⁰ 令和7年度補助金交付申請等要領 別紙1『子どもの安全確保に資する設備の設置 整備内容・水準』4ページ以下

⁴¹ ガイドライン「参考2 主な支援制度」参-43以下

イ 自治体の主な取組

東京都は、「集合住宅」の「転落防止手すり等設置（バルコニーや窓）」、「バルコニーに面する窓へロック付や錠付クレセント等の設置」、「バルコニーに面する窓へ開口制限ストッパーや補助錠等の設置」等に対する費用補助を実施している⁴²。

複数の自治体が、子どもの転落防止のための整備費用補助を含む子育て世帯向け補助事業や子どもの転落防止への配慮等をした住宅の認定制度を実施している。

ウ 製品の配布

名古屋市は、2024年6～8月の期間に、6歳未満の子どもがいる世帯に対し、補助錠を無料配布した⁴³。配布時の同封資料では補助錠のタイプと設置可能な窓の種類が紹介されており、補助錠の取付方法を説明する動画が公開されている⁴⁴。

（2）周知啓発

関係行政機関等は、保護者等に対し、子どもの窓・ベランダからの転落の危険性及び対策を定期継続的に周知啓発している。その内容は、窓・ベランダから子どもが転落する危険性、対策の必要性、足掛かりとなり得る物を置かないようにする旨の注意喚起等である。

⁴² 東京都住宅政策本部ウェブサイト「東京こどもすくすく住宅 子育て世帯向け補助事業」
(<https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/kosodate>)

⁴³

https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/cmsfiles/contents/0000175/175156/240527_hojohohaihu.pdf

⁴⁴ <https://www.youtube.com/watch?v=20eY70Ajss0>

【周知啓発の例】

2022年7月20日 消費者庁

「子どもの転落事故に注意！－落ちるまではあつという間です。事前の対策で事故防止を－」

[紹介されている防止策]

- ・ 子どもが勝手に窓を開けたり、ベランダに出たりしないように、窓には子どもの手の届かない位置に補助錠を付ける。
- ・ 窓やベランダの手すり付近に足場になるようなものを置かない。
- ・ 窓、網戸、ベランダの手すり等に劣化がないか定期的に点検する。
- ・ 小さな子どもだけを家に残して外出しない。
- ・ 窓を開けた部屋やベランダでは小さな子どもだけで遊ばせない。
- ・ 窓枠や出窓に座って遊んだり、窓や網戸に寄りかかったりさせない。

2023年9月26日 独立行政法人国民生活センター

「防ごう 子どものベランダや窓からの転落事故」

[紹介されている防止策]

- ・ ベランダや窓のある部屋には、短時間であっても小さな子どもだけにしないようにならうにしましょう。
- ・ 子どもは、何でも踏み台にして登れそうなところには登ってしまいます。ベランダの手すりや窓の近くには、子どもの足掛かりになるようなものは置かないことが大切です。特に、エアコンの室外機の置き場所は工夫しましょう。
- ・ 勝手に窓を開けないよう、窓や網戸には子どもの手の届かない位置に補助錠を付けましょう。
- ・ 窓枠や出窓に座って遊んだり、窓や網戸に寄りかかったりさせないようにしましょう。
- ・ 日ごろからベランダや窓からの転落の危険性について子どもに教えることも大切です。

2025年4月14日 政府広報オンライン

「ご注意ください！窓やベランダからこどもの転落事故」

[紹介されている防止策]

- ・ 補助錠を付ける。
- ・ ベランダには物を置かない。
- ・ 室内の窓の近くに物を置かない。
- ・ 窓、網戸、ベランダの手すりなどに劣化がないかを定期的に点検する。
- ・ 子どもだけを家に残して外出しない。
- ・ ベランダでは子どもだけで遊ばせない。
- ・ 窓枠や出窓に座って遊んだり、窓や網戸に寄りかかったりさせない。

2025年5月7日 東京都生活文化局 東京くらしWEB

「ベランダからの子供の転落に注意！」

[紹介されている防止策]

(ベランダ周辺環境の見直し)

- ・ ベランダの柵の近くにプランター、椅子、テーブルなど足掛かりになるようなものを置かない。
- ・ ベランダにエアコン室外機を設置する場合は、柵から 60cm 以上離すか、上から吊るすなど、設置場所に注意する。
- ・ ベランダの出入口に、子どもの手の届かない位置に補助錠を設置し、しっかりと施錠する。

(保護者の見守りや子供への教育)

- ・ ベランダのある部屋に、短時間でも子どもを一人にしない。
- ・ 子どもだけを家に残して外出しない。
- ・ 子どもにベランダからの転落の危険性について日頃から教える。
- ・ 子どもだけでベランダに出さない。子どもをベランダで遊ばせない。

※ 枠内の表記：事務局にて本報告書の他の箇所と表記統一

2. 7 保護者の意識・行動

(1) 転落防止に関する意識・行動調査

ア 消費者庁『令和4年度第1回消費生活意識調査』(2022年7月公表)⁴⁵

「乳幼児（6歳まで）の転落事故の対策について知っているものはあるですか。また、実践しているものがありますか。」との質問に対して、「窓が大きく開かないよう補助錠を付ける」を知らなかつた割合が47.9%、「実践している・していた」が12.4%であった。また、「ベランダの柵や窓のそばに踏み台になるものを置かない」を知らなかつた割合が33.5%、「実践している・していた」が26.6%であった。

イ 東京都生活文化スポーツ局『ベランダからの子供の転落防止に関するアンケート調査報告書』(2023年3月公表)⁴⁶

「子供の手の届かない所に補助錠を付けている」の割合が15.6%(2017年度:12.2%)、「補助錠を付けたことはない」が59.7%、「昔は子供の手の届かない所に補助錠を付けていたが、現在は付けていない」が5.9%であった。また、講じている対策については、「子供だけでベランダに出さない」と回答した割合が50.0%と最も高く、次いで「ベランダに足掛かりとなる物を置かない」(41.9%)、「子供だけを部屋に残して外出しない、部屋に子供を一人にしない」(31.2%)の順であった。「特に何もしていない」は15.9%であった。

ウ 名古屋市『子どもの転落防止のための補助錠の配付に関するアンケート結果について（最終集計）』(2024年10月公表)⁴⁷

配布された補助錠を取り付けなかつた世帯の割合が34%であり、その主な理由としては、「すでに自身で購入して取り付け済みだったため」が22%であった一方、「取り付けると窓の開閉が不便になるため」が22%、「窓の形状に合わなかつたため」が21%であった。「取り付け方がわからなかつたため」は1%であった。

⁴⁵

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/research_report/survey_003/assets/survey_003_221003_0002.pdf

⁴⁶

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/kyougikai/h29/documents/r4_balcony_survey.pdf

⁴⁷

https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/cmsfiles/contents/0000179/179134/241001_hojohaihu.pdf

自分で補助錠を追加購入したいと思わない世帯の割合が 50% であり、その主な理由としては、「すでにご自身で購入して取り付け済みであるため」が 28% であった一方、「取り付けると窓の開閉が不便になるため」が 25% であった。また、「自宅の窓の形状には取り付けることができないため」が 9%、「購入費を負担したくない（できない）」が 8% であった。「取り付け方がわからないため」は 0% であった。

（2）子どもの事故防止を進めるために役立つと思われているもの

消費者庁が実施した『平成 29 年度消費者意識基本調査』（2018 年 6 月公表）⁴⁸の回答結果では、子どもの事故防止を進めるために役立つものとして、全体では「保護者への注意喚起」と回答した割合が 84.0% と最も高く、次いで「子供の安全性を考慮した製品開発」（50.8%）であった。

（3）住宅の選択において重視する点

国土交通省が実施した『令和 5 年住生活総合調査』の速報集計結果（2025 年 1 月公表）⁴⁹では、「今後の居住形態に関する意向」の「住宅の質」に「子どもへの配慮（安全確保等）」があるところ、「親と子から成る世帯長子（17 歳以下）」の世帯が「重視する住宅の質」の上位 3 分類は、「広さや間取り」の割合が 57%、「維持管理のしやすさ」が 6%、「収納の多さ、使い勝手」が 6% であった。また、「居住環境で重視する点」の上位 3 分類は、「通勤・通学の利便」の割合が 42%、「日常の買物などの利便」が 17%、「治安」が 9% であった。

⁴⁸

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11245833/www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/research_report/survey_002/pdf/survey_002_180627_0001.pdf

⁴⁹ <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001860059.pdf>

2. 8 ニューヨーク市の転落防止対策

米国のニューヨーク市における転落防止対策の概要は、下記のとおりである（ニューヨーク市を中心とする米国での転落防止対策の詳細は添付資料5参照）。

（1）キャンペーンの開始

1972年、ニューヨーク市は、窓からの子どもの転落事故を防止するため、「Children Can't Fly」というキャンペーンを開始した。試験的な取組として、任意の情報収集、事故防止の教育及び製品の無料配布という三つを主とする施策を実施した。1973～1975年の3年間で、市全体の転落事故が大幅に減少した。

（2）転落防止装置設置等の義務化

試験的な取組の成功を受け、1976年、ニューヨーク市は、10歳以下の子どもが居住する共同住宅の窓に転落防止装置を設置すること等を義務化した。

（3）米国全土に拡大していない理由

米国全土に拡大していない理由を現地調査にてヒアリングしたところ、主な理由は下記のようなものであった。

- ・ ニューヨーク市の施策では物件オーナーが対策費用を負担することになっているところ、物件オーナーが対策費用の負担に抵抗している。
- ・ 他に優先すべき課題がある。
- ・ 高層住宅のない地域では転落の危険性が注目されていない。
- ・ 消防活動に支障が生じる懸念がある。
- ・ 眺望が阻害される。

2. 9 業界団体からのヒアリング結果等

住宅での子どもの転落防止対策についての業界団体からのヒアリング結果及び補助錠のサッシ適合性実験でのアンケート結果の概要は、次のとおりである。

(1) 相反する事項

(避難・救助との相反)

- ・ 窓及びベランダからのアクセスを制限する対策は、消防活動を含む人命救助活動及び住宅内部からの住民等の脱出に支障が生じるおそれがある（1分、30秒の遅れが人命に関わることもある。）。
 - ・ 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第5条の5に規定される「避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階」となる場合、当該階において適用される消防用設備等の基準が変わる可能性がある。
 - ・ 代替進入口の規定（建築基準法施行令第126条の6第2号括弧書き）を充足しなくなるおそれがある。
- (ユニバーサルデザインとの相反)
- ・ 子どもの転落防止のための補助錠等を住宅の標準仕様とした場合、高齢者や障害者に不便な住宅となってしまう（窓の高い位置に取り付けた補助錠を車椅子利用者が解錠することは困難等）。

(2) 対策によって新たに生じる危険等

(対策によって新たに危険)

- ・ 製品と設置箇所との間に身体又はその一部が挟み込まれるおそれがある。
- ・ 子どもが室内に閉じ込められて熱中症になる、製品を誤飲する、窓格子に登って落下する、製品が落下する等のおそれがある。
- ・ 火災時、ベランダ上部の開放部分に張った転落防止用ネットを媒介して他の住宅（居室）に延焼するおそれがある。
- ・ 設置した製品が地震や強風で屋外に落下し、落下地点を通行中の人に被害が生じるおそれがある。

(対策の持続性等)

- ・ 窓格子などの製品は子どもが押したり引っ張ったりしているうちに外れてしまうおそれがある。

- ・ 補助錠は子どもが開閉の仕方を覚えて取り外してしまうおそれがある⁵⁰。
- ・ 補助錠を高い位置に取り付けたとしても、子どもが足掛かりを持ってきて、手を届かせた上、取り外してしまうおそれがある。

(3) 多様な住宅での対策の困難性

(全般)

- ・ 共同住宅は、戸建住宅に比べて床面積、間取りの自由度が低く、環境的対策を実施しにくい。借家・賃貸住宅は、持家・分譲に比べて内装に手を加えにくい。
- ・ 住宅（とりわけ築年数の古い住宅）及び建具（ドア、窓等）によっては、改修や製品取付けが困難である。
- ・ 新築時に転落防止の配慮をする場合は、設計者による監理に基づいて、関係法令その他の基準に適合した計画が可能である。これに対して、既存の住宅を改修して転落防止対策をする場合は、当該対策により各種基準に適合しない建築物となってしまうおそれがある。
- ・ 間取りの関係上、ベッドやソファなどの家具を配置する場所が窓際になってしまう場合がある。

(窓及び窓サッシ)

- ・ 窓及び窓サッシに標準仕様ではない後付けの製品を取り付けることにより、窓ガラスやサッシが変形又は破損する場合があり得る。
- ・ 延焼のおそれのある部分に設ける開口部は遮炎性能を有する防火設備とする必要がある。サッシは製品自体で遮炎性能の個別認定を取得しているものがあるところ、このようなサッシに製品をビスなどで直接固定することにより個別認定の条件を満たさなくなるおそれがある（建築基準法第2条第9号の2及び3、建築基準法施行令第109条等参照）。
- ・ ガラス面にテープで固定するタイプの製品は、日射による熱膨張の違いで熱割れが生じるおそれがある。また、マンションや賃貸住宅においては、ガラス面へのテープ等の貼付けを禁止している場合もある。

(ベランダ)

- ・ ベランダの手すりを高くした場合には、眺望を確保できなくなる、外観が悪くなるといった意見が予想される。
- ・ ベランダの開放部分に格子、スクリーン、ネット等を設置し、ベランダに開放性がないと判定された場合やベランダの手すりを高くした場合に

⁵⁰ 数字の好きな子どもの場合、ロック解除の番号を探り当てて解錠してしまうおそれがあることについて、西村顕=本田秀夫『知的障害・発達障害のある子どもの住まいの工夫ガイドブック』（中央法規出版、2016）18ページ参照

は、ベランダが床面積に算入され、延べ面積が増加する。その結果、容積率制限に抵触するおそれがある。

- ・ 設計の際、室外機や給湯器の設置位置については、避難経路や消防隊の活動空間として、確認検査機関、消防署等と協議を行い、図面上に図示する。しかし、避難経路等に該当しない場合には、室外機等の設置位置を図示しないことがある。また、室外機の設置時期が引渡しの後となる場合が多く、その設置状況を設計監理者が確認できないこともある。

(4) 住宅価格の上昇

- ・ 子どもの転落防止対策を住宅の標準仕様とした場合、住宅価格及び賃貸価格の上昇につながり得る。

表 11 ヒアリング結果等を基にした製品別の法的留意点

製品の取付け	問題となり得る法令等	
	法令等	規定
窓への補助錠の設置、 窓格子、ネットの取付け	消防法令	建物内部からの避難、 外部から消防隊進入のための開口部
	建築基準法令	避難、外部から消防隊進入のための非常用進入口 (代替進入口)
ベランダ上部の外部開放部分 への格子の設置	建築基準法令	容積率制限
サッシに穴あけ・切削等の加工をするような補助錠の使用	建築基準法令	防火戸・防火設備の遮炎性能の要件（大臣認定）
製品の屋外設置	建築基準法令	外装物落下による人身事故防止のための規定
ベランダへのネット取付け等	管理規約	管理組合の承認条件 (避難の妨げ、美観を損なう等)
大規模な工事が必要な製品	賃貸借契約	賃貸借契約における解除事由・原状回復費用負担等の定め

3 原因

3. 1 発生状況の検証

子どもの窓及びベランダからの転落死亡事故 134 件の発生状況（2. 1 (2)）を、子どもの身体能力並びに窓及びベランダの設計・整備基準の各種数値を参照しつつ、窓とベランダに分けて検証していく。

なお、事故発生時における保護者の在宅状況は、在宅が 134 件中 65 件、不在（家族の送迎、ごみ出しなど短時間の外出を含む。）が 55 件であった（残り 14 件は不明）（2. 1 (2) イ）。

（検証の条件）

- ・ 子どもの身長が不明である場合、子どもの垂直到達距離は中央値を用いる。その際、死亡した子どもの月齢が不明なときには、1歳未満は「11～12ヶ月未満」、1歳以上は「〇年6～12ヶ月未満」の数値を用いる（2. 2 (1) イ）。
- ・ 腰壁・窓台の高さが不明なものは、それらの高さを 90 cmとする（2. 4 (2) イ①）。
- ・ 腰窓の高さが不明なものは、腰窓の高さを 110 cmとして錠の位置を算出する（2. 4 (2) イ①）。
- ・ ベランダの手すりの高さが不明なものは、その高さを 110 cmとする（2. 4 (2) イ②）。
- ・ 窓、手すり及び足掛かりの高さが概数でしか特定できない場合は、概数を用いる。
- ・ 窓からの転落死亡事故における窓をよじ登る能力は、2. 2 (2) イ①の回帰式を用いて算出した結果を用いる。
- ・ ベランダからの転落死亡事故における手すりをよじ登る能力は、子どもの年齢及びベランダの手すりの高さに応じて、2. 2 (2) イ②の計測結果を用いる。

(検証方法のイメージ)

検証方法のイメージ							
標準的な寸法を入力							
年齢	性別	身長	垂直到達距離	窓下部までの高さ	窓障子高さ	床面からの鏡の高さ	足掛かり高さ
2	男児	90.5	109.7	70	110	120.4	40
2年6~12ヶ月未満の中央値から算出した垂直到達距離を入力							
120.4 > 109.7 足掛かりがなければ鏡に手は届かなかった。 149.7 > 120.4 足掛かりがあったため鏡に手が届いた。							

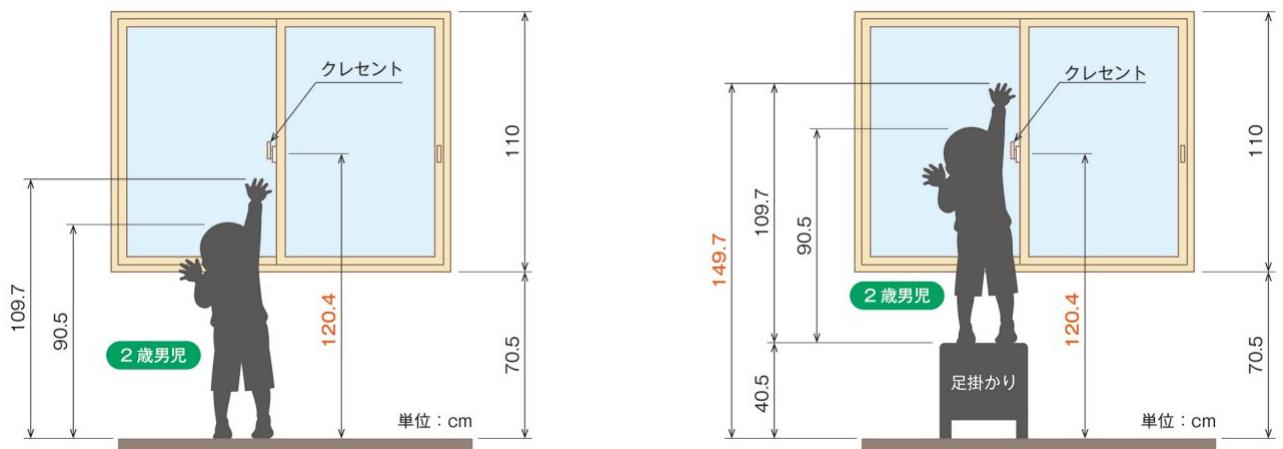


図 17 検証方法のイメージ

(1) 窓からの転落死亡事故 (42 件)

ア 腰窓の錠の位置

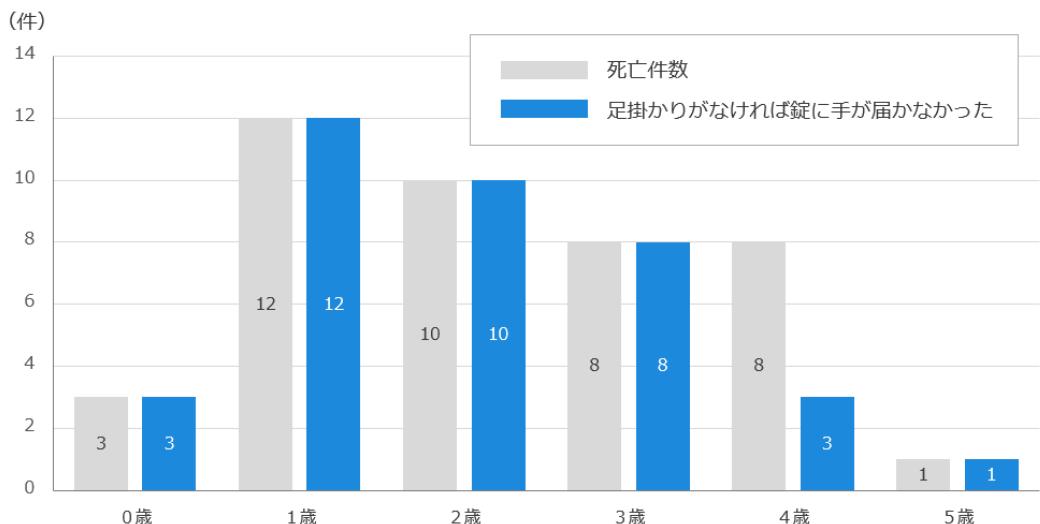
腰窓の錠の標準的な位置は、床面から 140.4 cm といえる (2. 4 (2) イ①)。中央値に基づく垂直到達距離は、4 歳 6 ~ 12 月未満の男児で 132.2 cm、女児で 131.2 cm、5 歳 6 ~ 12 月未満の男児で 142.8 cm、女児で 142.0 cm である (2. 2 (1) イ)。腰窓の錠が標準的な位置にあり、垂直到達距離が中央値に基づくものである場合、5 歳未満では腰窓の錠に手が届かず、5 歳以上では手が届くこととなる。

イ 足掛かりが関与した可能性がある件数

0 ~ 3 歳の転落死亡事故では、子どもの垂直到達距離が腰窓の錠の位置に満たないもの（足掛けかりがなければ子どもが錠まで手を届かせることができなかつた可能性があるもの）が 33 件中 33 件（全件）であった。

4 歳の転落死亡事故では、足掛けかりがなければ子どもが錠まで手を届かせることができなかつた可能性があるものが 8 件中 3 件であった。

5 歳の転落死亡事故では、足掛けかりがなければ子どもが錠まで手を届かせることができなかつた可能性があるものが 1 件中 1 件（全件）であった。



区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
死亡件数	3	12	10	8	8	1	42
足掛けかりがなければ 錠に手が届かなかつた	3	12	10	8	3	1	37

図 18 足掛けかりが関与した可能性がある件数 (年齢別)

ウ 関与した足掛かりの種類（内訳）

窓からの転落死亡事故のうち、足掛けかりの種類が確認できた割合は 76%（42 件中 32 件）であり、その内訳は次のとおりであった。

① 転落前から窓付近に置かれていた物品（ベッドやソファ）

窓付近にベッドやソファを配置している場合、それらが足掛けかりとなったり、それらの上で子どもが飛んだり跳ねたりして、窓から転落する危険は高くなる。

窓付近にベッドやソファが置かれていた割合が 47%（32 件中 15 件）であった。

② 転落前から窓付近に置かれていた物品（机、タンス等）

窓付近にベッドやソファ以外で足掛けかりとなり得る物品等が置かれていた割合が 44%（32 件中 14 件）であった。

③ 子どもが窓付近まで持ち運んだ可能性がある物品（イス、クッション）

窓付近に子どもが足掛けかりとなり得る物品を持ち運んだと考えられるもの（転落前から窓付近に置かれていたことが確認できなかったものを含む。）の割合が 6%（32 件中 2 件）であった。

年齢別で件数を見ると、0～3歳が 0 件、4歳が 2 件、5歳が 0 件であった。

④ 複合

①②が組み合わさっていた割合が 3%（32 件中 1 件）であった。

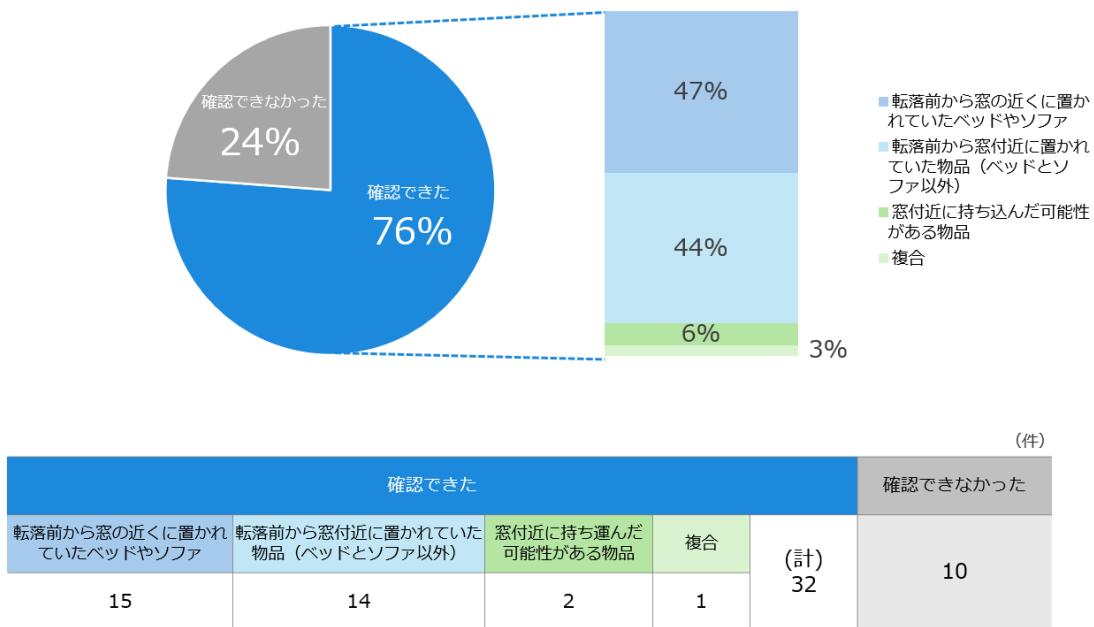


図 19 窓からの転落における足掛かり
(足掛けりを確認できた割合及び確認できた足掛けりの種類)

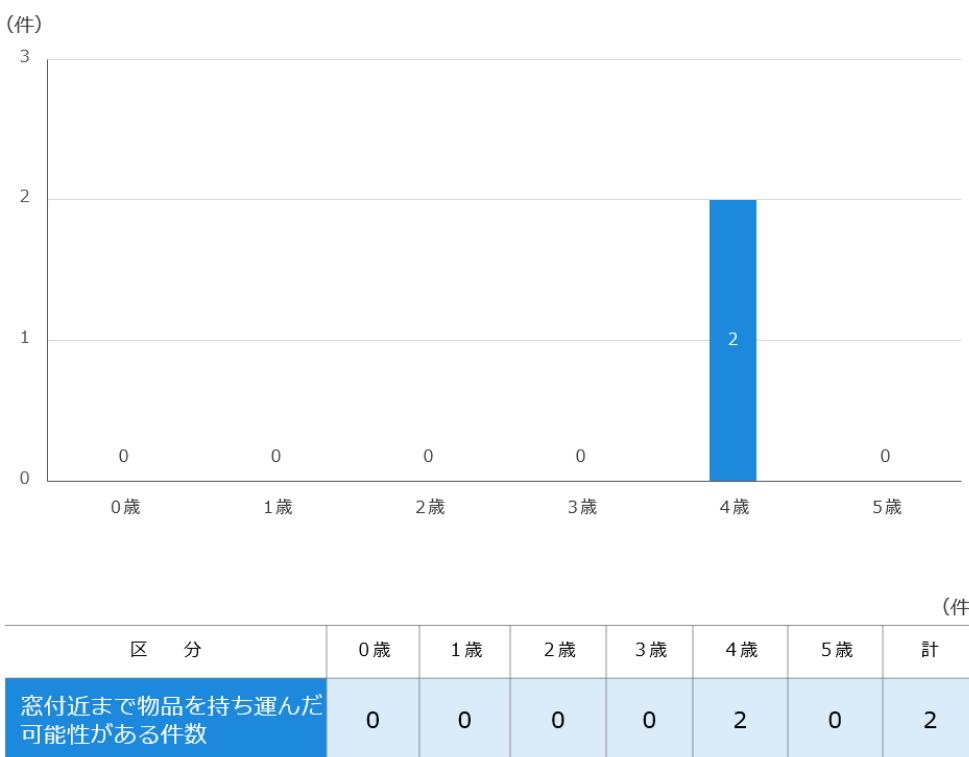


図 20 窓付近まで物品を持ち運んだ可能性がある件数（複合含む。）（年齢別）

エ 窓の開閉及び施錠状況

窓が開放されていたものが 42 件中 16 件、窓が施錠されていなかったものが 42 件中 5 件であった。

年齢別で件数を見ると、窓が開放されていたものは 0 歳が 2 件、1 歳が 5 件、2 歳が 4 件、3 歳が 3 件、4 歳が 2 件、5 歳が 0 件であり、窓が施錠されていなかったものは 0 歳が 0 件、1 歳が 4 件、2 歳が 1 件、3 歳以上が 0 件であった。

オ 事故発生時における保護者の在宅状況

保護者が在宅していたのが、42 件中 34 件、不在にしていたのが 42 件中 3 件、不明が 42 件中 5 件であった。

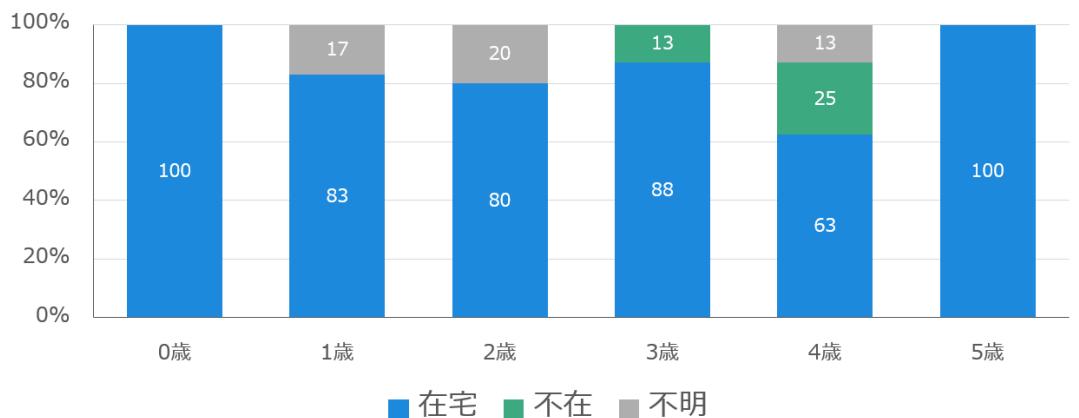


図 21 窓からの転落死亡事故における在宅状況の割合（年齢別）

カ その他

製品による対策がされていたものが 42 件中 1 件であった。その対策の状況は右側の窓には開放防止ストッパーが設置されていたが、左側の窓には設置されていなかったというものであったところ、ストッパーが設置されていなかった左側の窓を解錠し、そこから転落したと推定されている。

窓からの転落死亡事故（42件）のプロセス 及び危険が確認された箇所

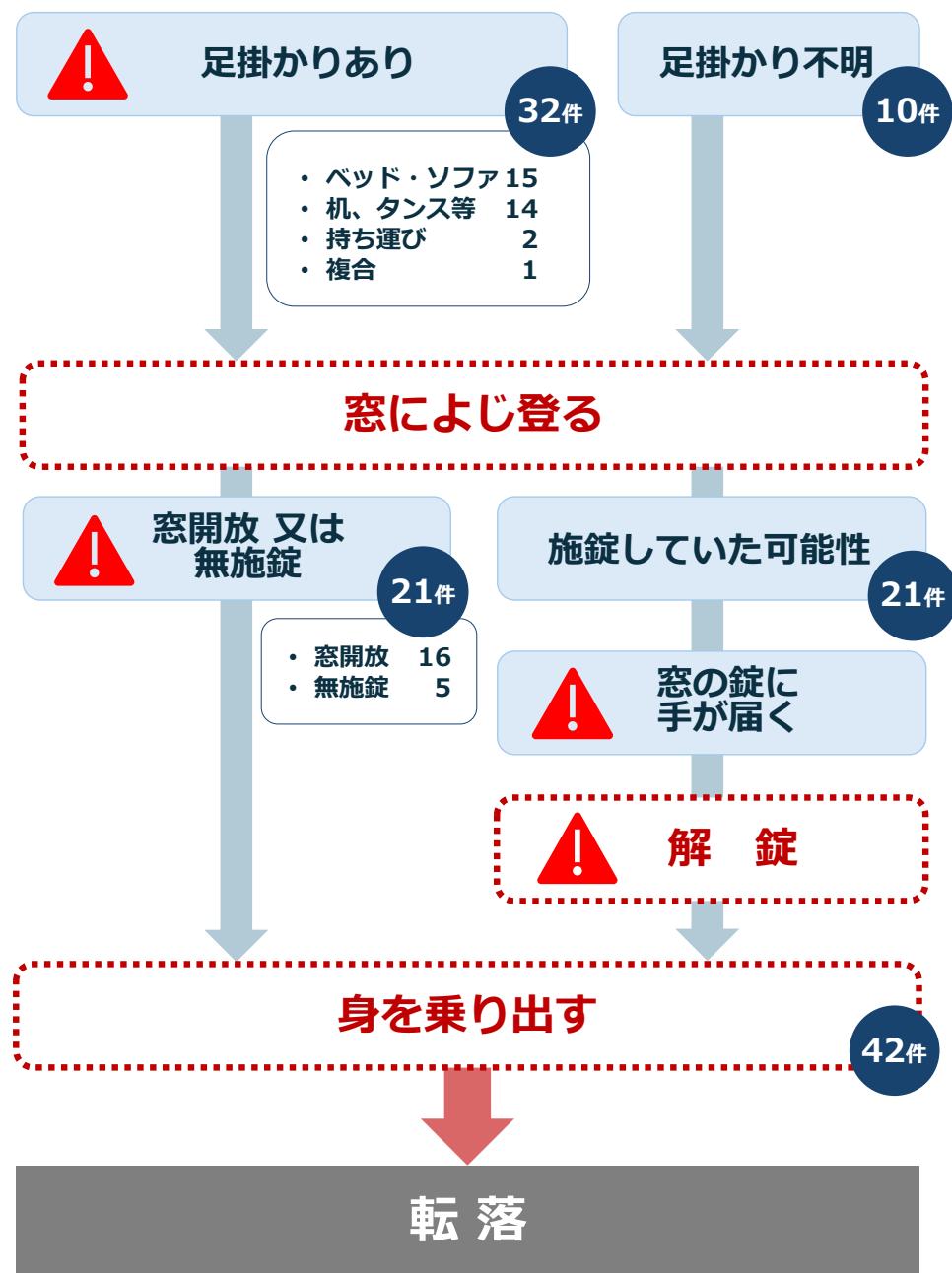


図 22 窓からの転落死亡事故のプロセス及び危険が確認された箇所

※ ▲：「窓によじ登る」「身を乗り出す」の前の危険な状況及び行動に付記

(2) ベランダからの転落死亡事故 (92 件)

ア 掃き出し窓の錠の位置

掃き出し窓の錠の標準的な位置は、床面から 80 cmといえる (2. 4 (2) イ①)。中央値に基づく垂直到達距離は、男児では 9~10 月未満が 78.7 cm、10~11 月未満が 80.4 cm、女児では 10~11 月未満が 78.5 cm、11~12 月未満女児で 80.0 cmである (2. 2 (1) イ)。掃き出し窓の錠が標準的な位置にあり、垂直到達距離が中央値に基づくものである場合、10 月未満の男児、11 月未満の女児では掃き出し窓の錠に手が届かず、10 月以上の男児、11 月以上の女児では手が届くこととなる。

また、同じ年齢でも同じ高さを自分の力だけでよじ登ることができる者とできない者がいるところ (2. 2 (2) イ②)、自分の力だけでよじ登ることができない子どもの事故では、足掛かりの存在が物理的によじ登ることを容易にした可能性がある。

イ 足掛けりが関与した可能性がある件数

2 歳以下の転落死亡事故では、足掛けりが関与した可能性があるものが 22 件中 22 件 (全件) であった。その内訳は、足掛けりがなければベランダの手すりを乗り越えることができないものが 22 件中 22 件 (全件) であった。

3 歳の転落死亡事故 (ベランダからの転落死亡事故が最も多く発生している年齢の事故) では、足掛けりが関与した可能性があるものが 41 件中 34 件であった。その内訳は、足掛けりがなければベランダの手すりを乗り越えることができないものが 34 件中 12 件、足掛けりが確認され、それがベランダの手すりを乗り越えることを容易にした可能性があるものが 34 件中 22 件であった。

4 歳の転落死亡事故 (ベランダからの転落死亡事故が 2 番目に多く発生している年齢の事故) では、足掛けりが関与した可能性があるものが 21 件中 17 件であった。その内訳は、足掛けりがなければベランダの手すりを乗り越えることができないものが 17 件中 2 件、足掛けりが確認され、それがベランダの手すりを乗り越えることを容易にした可能性があるものが 17 件中 15 件であった。

5 歳の転落死亡事故では、足掛けりが関与した可能性があるものが 8 件中 5 件であった。その内訳は、足掛けりがなければベランダの手すりを乗り越えることができないものが 5 件中 0 件、足掛けりが確認され、それがベランダの手すりを乗り越えることを容易にした可能性があるものが 5 件中 5 件 (全件) であった。

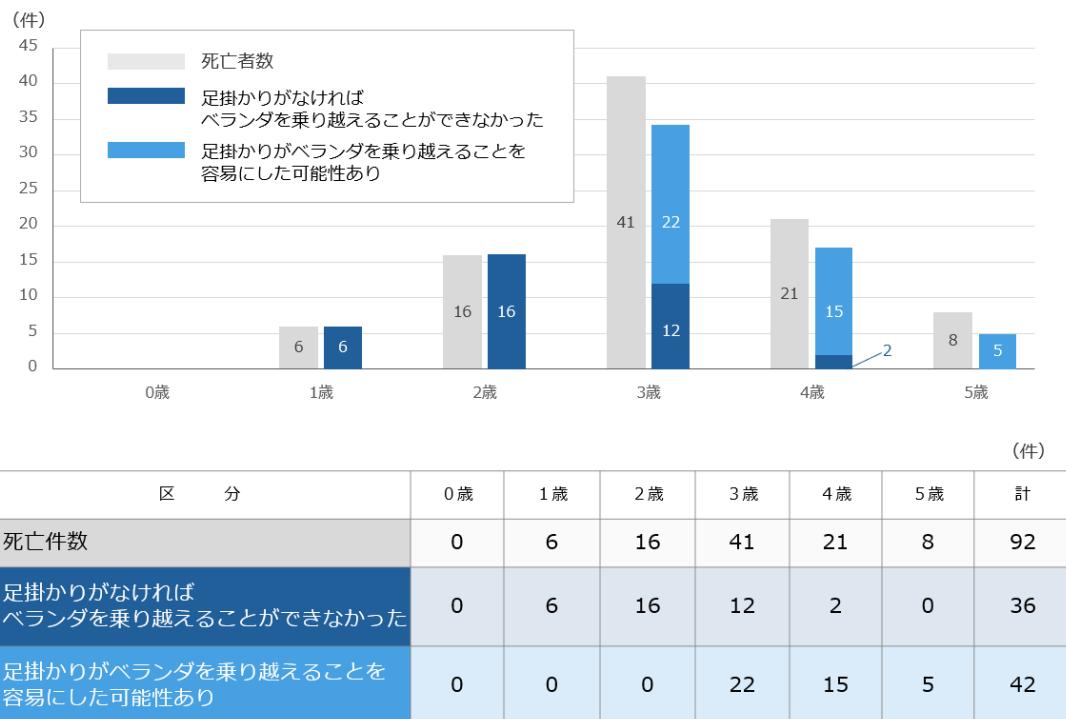


図 23 足掛けかりが関与した可能性がある件数（年齢別）

ウ 関与した足掛けかりの種類（内訳）

ベランダからの転落死亡事故のうち、足掛けかりの種類が確認できた割合が 73% (92 件中 67 件) であり、その内訳は以下のとおりであった。

- ① 転落前からベランダに置かれていた物品（イス、プランター等）
ベランダに室外機以外で足掛けかりとなり得る物品等が置かれていた割合が 51% (67 件中 34 件) であった。
- ② 子どもがベランダに持ち運んだ可能性がある物品（イス、踏み台等）
室内にあった物品等をベランダに子どもが持ち運んだと考えられるもの（転落前は室内にあったと保護者等が述べているものだけではなく、転落前からベランダに置かれていたかどうかが不明なものを含む。）の割合が 33% (67 件中 22 件) であった。
- ③ 室外機
足掛けかりとして確認されたものが室外機のみだった割合が 12% (67 件中 8 件) であった。手すりとの離隔距離を件数で見ると、3 件で手

すりと室外機の離隔距離が 60 cm未満であった（残り 5 件での離隔距離は不明）。

なお、室外機を柵で囲っていたものは確認できなかった。

④ 複合

①と②又は③が組み合わさっていた割合が 4 % (67 件中 3 件) であった。

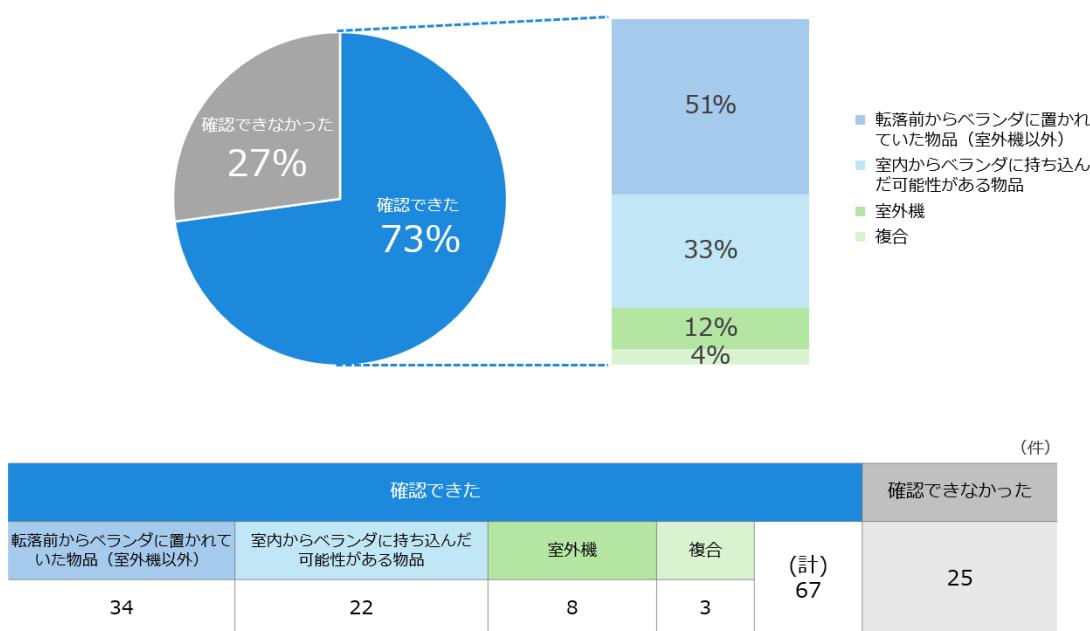


図 24 ベランダからの転落における足掛かり
(足掛けりを確認できた割合及び確認できた足掛けりの種類)

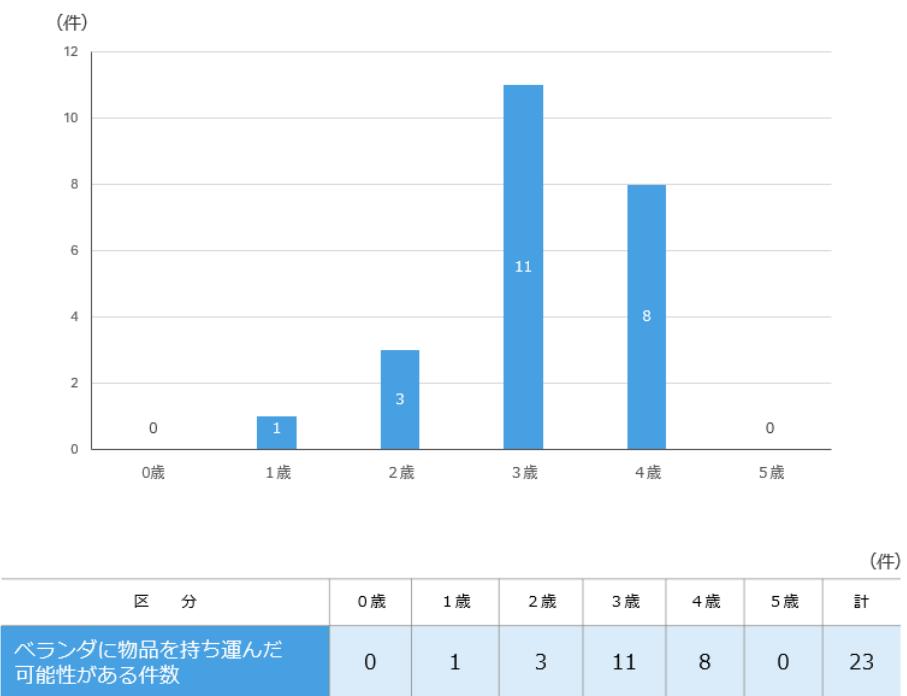


図 25 ベランダに物品を持ち運んだ可能性がある件数（複合を含む。）（年齢別）

エ 窓の開閉及び施錠状況

窓が開放されていたものが 19 件、窓が施錠されていなかったものが 3 件あった。

年齢別で件数を見ると、窓が開放されていたものは 0 歳が 0 件、1 歳が 3 件、2 歳が 3 件、3 歳が 5 件、4 歳が 5 件、5 歳が 3 件であり、窓が施錠されていなかったものは 0 歳が 0 件、1 歳が 1 件、2 歳が 0 件、3 歳が 1 件、4 歳が 1 件、5 歳が 0 件であった。

オ 手すり柵の形状

手すり柵の形状が足掛かりとなり得るものであれば、子どもはよじ登りやすくなり、転落の危険が生じやすくなる。

足掛けかりとなり得る形状だったものが 92 件中 6 件あった。そのうち横桟状が 2 件、網状が 3 件、よじ登ることができたと推定されている支柱などの形状が 1 件あった。そのうち形状を足掛けかりとして転落したと推定されているものは 3 件であった。

カ 手すり子間等の隙間

隙間が 11 cm を超えていたと確認されたものが 92 件中 2 件あり、いずれも隙間から転落したと推定されている。

キ 事故発生時における保護者の在宅状況

保護者が在宅していたのが、92件中31件、不在にしていたのが92件中52件、不明が92件中9件であった。

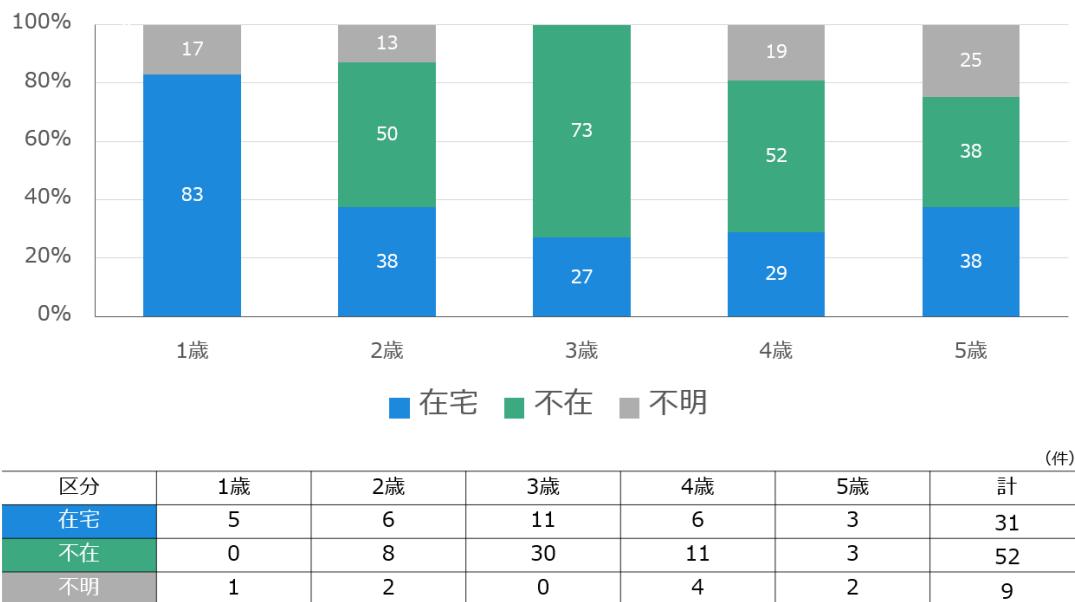


図 26 ベランダの転落死亡事故における在宅状況の割合（年齢別）

ベランダからの転落死亡事故（92件）のプロセス 及び危険が確認された箇所

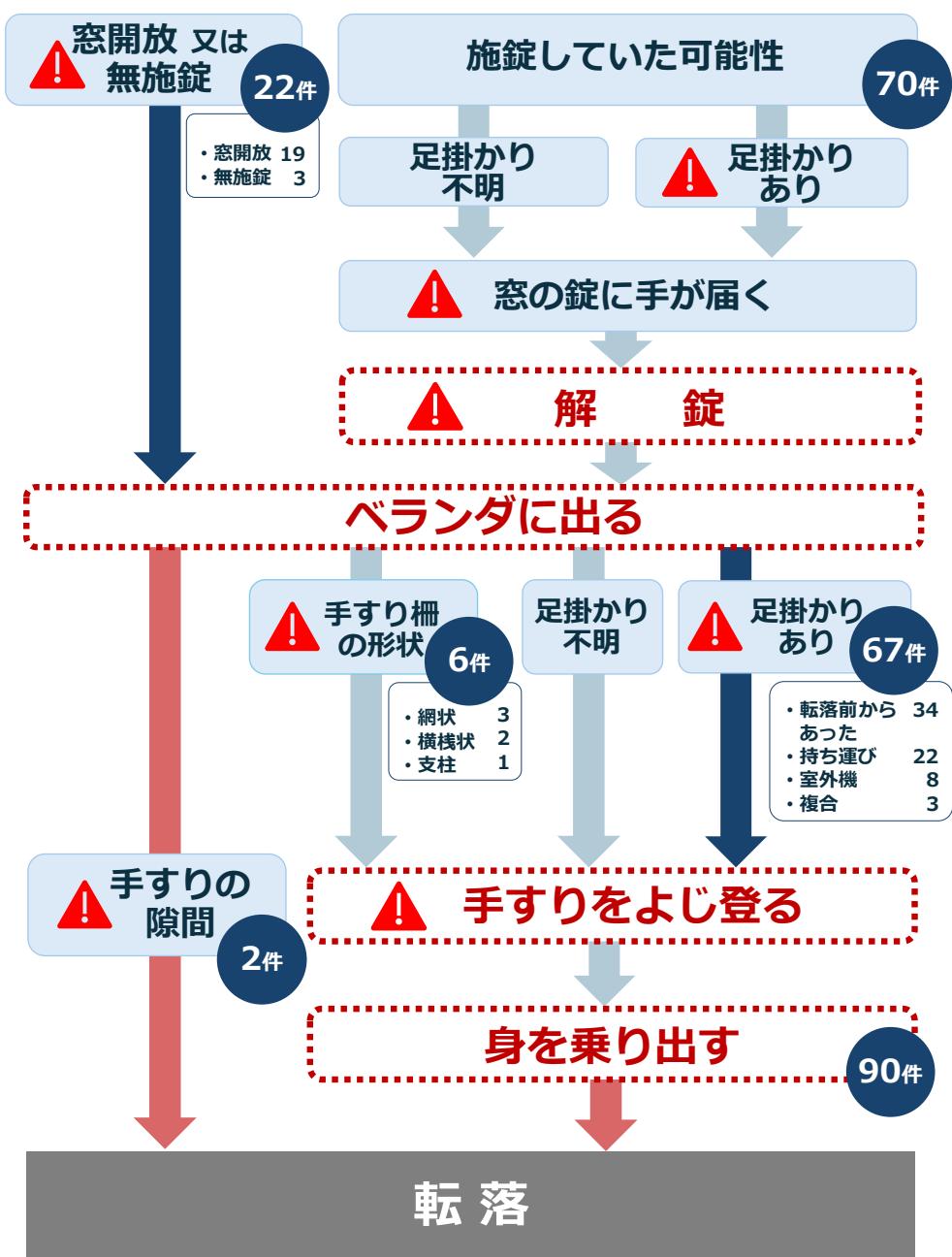


図 27 ベランダからの転落死亡事故のプロセス及び危険が確認された箇所

※ ⚠ :「ベランダに出る」「手すりをよじ登る」の前の危険な状況及び行動に付記

3. 2 年齢別の事故原因

本報告書で検証（身体寸法、構造等の数値が不明な場合には標準的と思われる数値を代入）した事故については、次のことがいえる。

なお、本報告書では、以下に記載する「ハード面」は窓を子どもが容易に解錠できないようにする製品を設置する、ベランダの手すりを容易によりじ登ることができない仕様のものにするなど製品を用いた対応、「ソフト面」は家具や室外機が足掛かりとならないよう配置を工夫する、ベランダから足掛けかりとなり得る物品を除去する、窓を開放せずに施錠しておくといった人的な対応と整理している（2. 3（2））。

（1）窓からの転落死亡事故の原因

ア 3歳以下の転落死亡事故

3歳以下の転落死亡事故は、足掛けかりが関与した可能性が高く、子どもの垂直到達距離との関係上、錠を閉めており、かつ、足掛けかりがなければ、錠に手が届くことはなく、転落事故は発生しなかったといえる。

3歳以下の転落死亡事故の原因是、ソフト面での整備（窓付近に家具を配置しない）が十分ではないことと考えられる。

イ 4歳以上の転落死亡事故

4歳以上の死亡事故は、子どもの垂直到達距離との関係上、足掛けかりがなかったとしても窓の錠に手が届くことがあり、子どもが解錠し、窓から転落して死亡することがあり得る。

子どもが容易に解錠できないようにする錠があり、それを設置して施錠していたのであれば、そもそも窓を開けることができず、事故を防止できた可能性がある。このような製品を用いた事故防止対策をするよう周知啓発もされているものの、4歳以上の転落死亡事故において製品を用いた対策がされている状況は確認できなかった。

4歳以上の転落死亡事故の原因是、ハード面での整備（窓を子どもが容易に解錠できないようにする製品を設置する等）が十分ではないことと考えられる。

（2）ベランダからの転落死亡事故の原因

同じ年齢でも同じ高さを自分の力だけでよじ登ることができる者とできない者がいるところ（2. 2（2）イ②）、自分の力だけでよじ登ること

ができない子どもの事故では、足掛けかりの存在が物理的によじ登ることを容易にした可能性がある。

ア 2歳以下の転落死亡事故

2歳以下の転落死亡事故は、足掛けかりが関与した可能性が高く、子どもの垂直到達距離及びよじ登る能力との関係上、足掛けかりがなければ転落事故は発生しなかったといえる。

2歳以下の転落死亡事故の原因は、ソフト面での整備（ベランダから足掛けかりとなり得る物品を除去する）が十分ではないことと考えられる。

イ 3歳の転落死亡事故

3歳の転落死亡事故は、足掛けかりが関与した可能性があるものが約8割（子どもの垂直到達距離及びよじ登る能力との関係上、足掛けかりがなければ事故が発生しなかったといえるものが約3割、足掛けかりの存在が物理的によじ登ることを容易にした可能性があるものが約5割）であった。子どもがベランダに足掛けかりとなり得る物品を持ち運んだ可能性があつたものが約3割あつた。その一方、3歳の子どもの垂直到達距離及びよじ登る能力との関係上、足掛けかりがなくても自分の力だけでベランダの手すりをよじ登ることができた可能性がある。

子どもが容易に解錠できないようにする錠があり、それを設置して施錠していたのであれば、そもそもベランダに出ることができず、事故を防止できた可能性がある。このような製品を用いた事故防止対策を講じるよう周知啓発もされているものの、3歳の転落死亡事故において製品を用いた対策がされている状況は確認できなかつた。

以上から、3歳の転落死亡事故の原因は、ソフト面及びハード面での整備が十分ではないことと考えられる。

ウ 4歳以上の子どもの転落死亡事故

4歳以上の転落死亡事故では、足掛けかりがなくてもベランダの手すりをよじ登ることができた可能性が3歳よりも高く、また、ベランダに足掛けかりとなり得る物品を運ぶことができた可能性も大きいと推定される。

4歳以上の転落死亡事故の原因はソフト面及びハード面での整備が十分ではないことであり、3歳よりもハード面での整備がされていないことの寄与度は大きいと考えられる。

エ ベランダの手すり柵の形状や手すり子間の隙間

手すり柵の形状が足掛かりとなり得る形状だったものが 6 件確認された。また、子ども（1～6 歳）の頭幅（頭部の最大水平幅）の最小値は 12.0 cm であるところ（2. 2. (1) ウ）、ベランダの手すり子間の隙間が 11.0 cm を超えていたものは 2 件確認された。

ベランダの手すり柵の形状及び手すり子間の隙間に起因する転落死亡事故は、件数は少ないものの、事故の原因の一つではあり、ハード面での整備が十分でないことの一種といえる。

(3) ガイドラインに基づく住宅であった場合

窓からの転落の場合には腰窓付近、ベランダからの転落の場合には掃き出し窓付近又はベランダに、足掛けとなり得る物品が配置されておらず、かつ、このような物品を子どもが持ち運んでいない場合には、次のことがいえる。

ア 窓からの転落

ガイドラインに基づく仕様（窓台等の高さが 65 cm 以上 80 cm 未満の場合は、床面から 110 cm 以上の高さに転落防止のための手すりを設ける等）の場合において、窓からの転落事故全 42 件を防止できた可能性がある。

イ ベランダからの転落

ガイドラインに基づいて、掃き出し窓の錠がダイヤル錠となっていた、又はガイドライン想定の高さで掃き出し窓に補助錠等の二つ目の錠が設定され、その錠が施錠されていたのであれば、ベランダからの転落事故全 92 件を防止できた可能性がある。

ガイドラインに基づくベランダの手すり形状（子どもが容易により登れないよう、足掛けのない形状）であれば、ベランダの手すりの形状が足掛けとなりて転落したと推定されている全 6 件を防止できた可能性がある。

ガイドラインに基づくベランダの手すりの隙間（手すり子の相互の間隔を内法寸法で 11 cm 以下とするなど）であれば、手すりの隙間からすり抜けたと推定されている全 2 件を防止できた可能性がある。

ガイドラインに基づく室外機の離隔距離（ベランダの手すりから 60 cm 以上）が確保されていたのであれば、手すりと室外機の離隔距離が 60 cm 未満であった全 3 件を防止できた可能性がある。

3. 3 結論

本件事故の原因は、子どもは窓及びベランダから転落する危険性が高いにもかかわらず、ソフトとハードの両面において子どもの窓及びベランダからの転落を防止するのに十分な住環境整備がされていないことと考えられる。

なお、保護者が在宅か不在かで転落事故の発生状況に有意な差異はみられなかった。仮に在宅していた場合であっても、転落直前の子どもが身を乗り出した段階で気付いたのでは、保護者が子どもの転落を止めることは難しいと考えられる（2. 2 (2) ア）。

4 再発防止策

4. 1 住環境整備の方策

(1) ハード面及びソフト面の両面での住環境整備

窓及びベランダは外部に開放されており、そこから転落する危険性のある場所である。その危険性を子どもは十分に判断することができない（2. 2 (2) ア）。また、子どもの身体及び発達程度並びに居住する住宅の環境によつては、子どもが自らの力（足掛け持ち運ぶ能力を含む。）で転落してしまうことがあり得る（3. 2 (1) イ及び(2) イウ）。

しかし、日常生活を営む中で保護者が子どもの行動を常に監視し続けることは困難であり、保護者の在宅時にも事故は発生している（2. 1 (2) イ）。また、転落直前の子どもが身を乗り出した段階で気付いたのでは、保護者が子どもの転落を止めることは難しいと考えられる（2. 2 (2) ア）。転落死亡事故は減少傾向にあり、住宅の安全面での整備が進んだ旨の指摘はあるものの（2. 3 (1)）、本報告書で検証した事故の限りでは、整備が十分でない状況が確認された（3）。

転落防止に十分な住環境とするためには、家具や室外機が足掛けかりとならないよう配置を工夫する、ベランダから足掛けとなり得る物品を除去する、窓を開放せずに施錠しておくといったソフト面だけではなく、窓を子どもが容易に解錠できないようにする製品を設置する、ベランダの手すりを容易によりじ登ることができない仕様のものにするなどハード面での整備が必要である。

(2) ガイドラインに基づく住宅の転落防止対策の効果

ガイドラインは、子どもの身体寸法及び発達程度を踏まえて、ハード面での子どもの転落防止対策をまとめている（2. 4 (2)）。

ガイドラインに基づく仕様等となっていた場合、本報告書で検証した事故の全件を防止できた可能性があり、ガイドラインに基づく仕様等が転落事故防止に効果があることを確認できた（3. 2 (3)）。

そのため、ガイドラインに基づく住宅を普及することが必要と考える。普及に当たっては、住宅関連事業者（マンション関係団体、設計関係団体、住宅生産関係団体等）へのガイドラインの普及、多くの住宅種別（新築・既存、持ち家・賃貸等）に対応する支援等の施策が講じられることが望ましい。

(3) 転落防止用製品に求められる要素

保護者が住宅や居住環境で重視する点は多様であり（2. 7 (3)）、生活圏など様々な事情でガイドラインや推進事業に基づいて転落防止対策がされた住宅に住み替えることが困難な者もいる。そのような者であっても、製品により現在又は今後居住予定の住宅を転落防止対策をした住環境とすることができる。

また、ガイドラインは補助錠を子どもの手の届かない位置に取り付けることを定めているものの（2. 4 (2) イ①）、その補助錠については、名古屋市による補助錠配布後のアンケートにおいて、無料配布された補助錠を3分の1以上の世帯が取り付けておらず、その主な理由の一つに「取り付けると窓の開閉が不便になるため」があった（2. 7 (1) ウ）。また、人命救助活動への支障、子どもが取り外してしまう懸念なども指摘されている（2. 9）。さらに、事務局が実施したアンケートにおいて、転落防止用の製品にデザイン面の工夫、手に取りやすく、室内家具等になじむことを求める声があつた（添付資料6）。

そのため、各種の問題を解消・軽減し、保護者の要望に応える新たな製品の研究・開発を関係団体に働きかけることが必要と考える。働きかけに当たっては、転落防止のための機構をあらかじめ組み込んだ製品だけではなく、既存の製品に取り付けることのできる製品も開発促進の対象とした上、消防隊の外部からの進入や建物内部からの脱出、子どもの特性に耐え得る十分な構造及び強度、保護者の利便性などに配慮することが求められる。また、意匠性などデザイン面での創意工夫がなされることが望ましい。

(4) 周知啓発の必要性

家具や室外機が足掛かりとならないよう配置を工夫する、また、ベランダから足掛けとなり得る物品を除去するというソフト面での住環境整備をすれば、多くの事故を防止することができると考えられる（3. 2 (1) ア及び(2) ア）。

子どもの身体及び発達程度並びに居住する住宅の環境によっては、子どもが自らの力（足掛けを持ち運ぶ能力を含む。）で転落してしまうことがあり得るところ、ソフト面と併せて製品によるハード面での住環境整備することにより、多くの事故を防止することができると考えられる（3. 2 (1) イ及び(2) イウ）。

転落防止のための設計・整備基準が示され（2. 4 (2)）、それに基づく住宅の新築・改修を支援する制度もあり（2. 6 (1)）、また、転落防止のための製品もある（2. 5 (3)）。さらに、足掛けの除去等の周知啓発が

行政機関等から定期継続的にされている（2. 6（2））。しかし、子どもの他の事故の対策と比べ、ハード面での転落事故防止対策は進んでいない（2. 7（1））。また、本報告書で検証した事故の大半において、窓付近に家具が配置され、ベランダに普段から物品が置かれている状況が確認された（3. 1（1）イウ及び（2）イウ）。

子どもが窓及びベランダから転落するプロセス及び転落事故防止方法をより多くの保護者等に知ってもらう必要がある。具体的には、子どもの発達段階に応じた住環境整備が必要であるとの周知啓発、乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業（乳幼児健康診査等）を始めとした保護者等に周知啓発するための手段を活用することが望ましい。

窓からの転落防止策

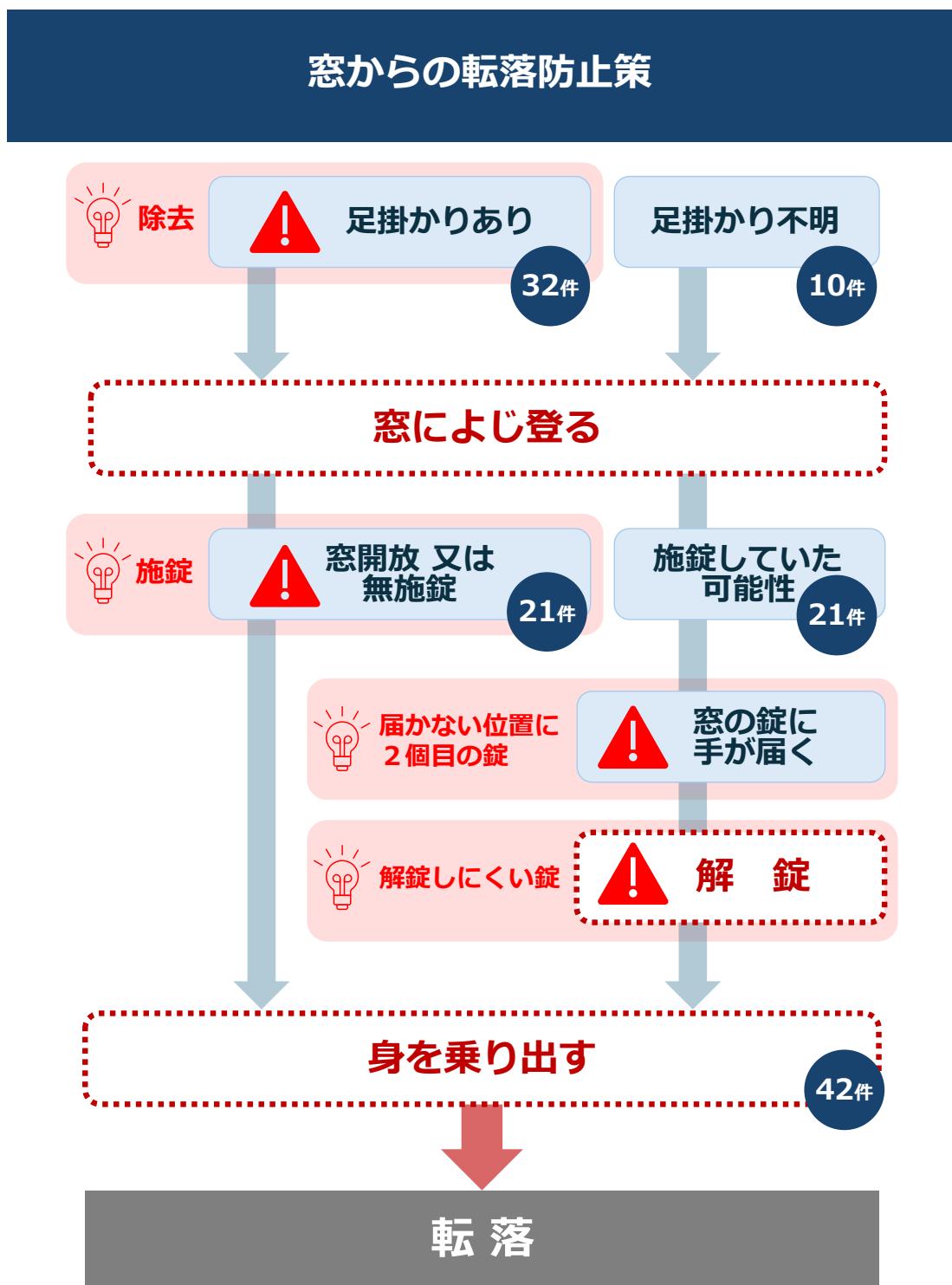


図 28 窓からの転落事故における安全対策

ベランダからの転落防止策

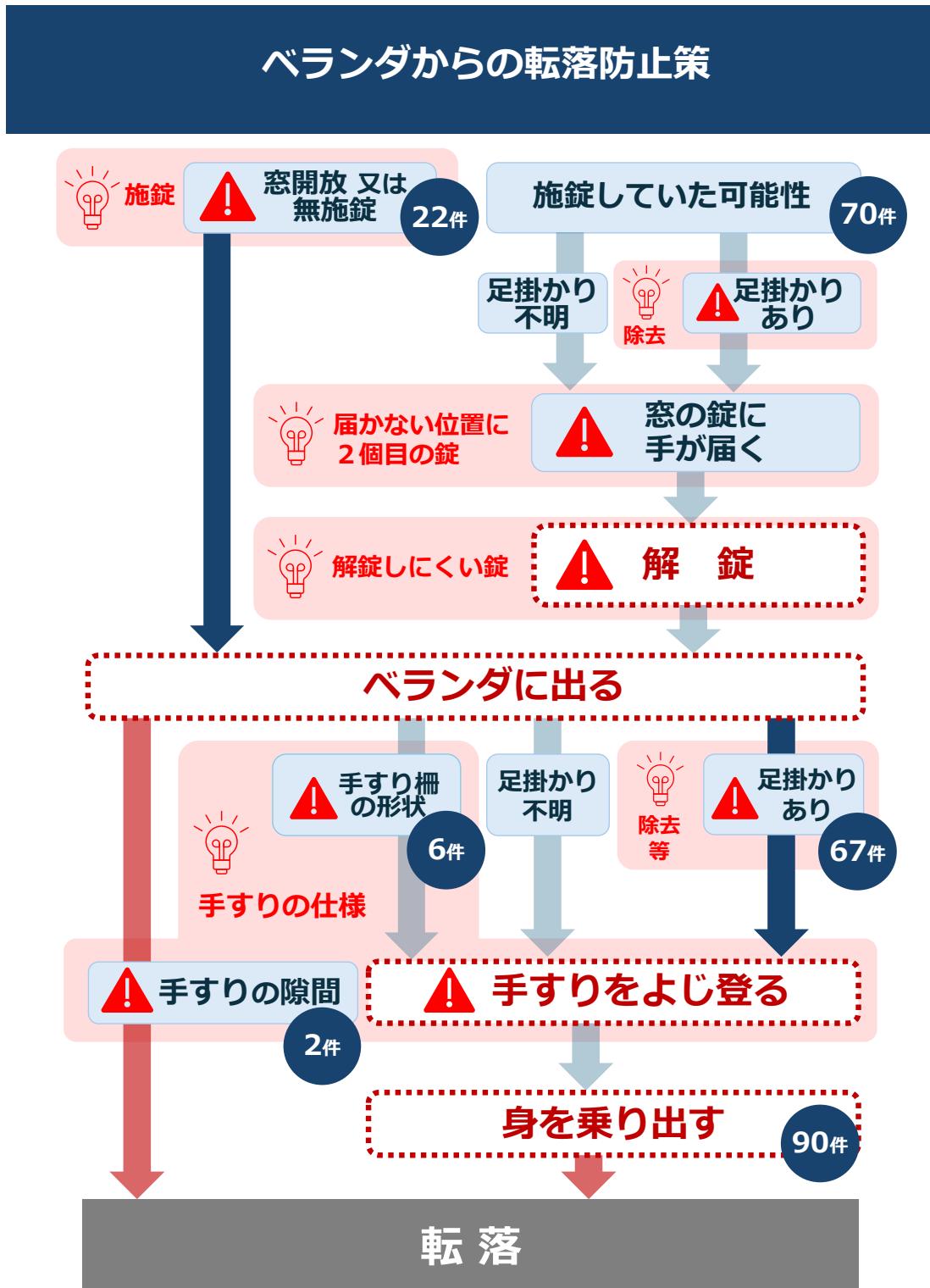


図 29 ベランダからの転落事故における安全対策

4. 2 結論

(1) 転落防止対策をした住宅の普及

子どもが窓及びベランダから転落する危険への対策をした住宅を普及させるため、住宅を供給する事業者等に対して、ガイドラインの普及、子どもが窓及びベランダから転落する危険への対策をした住宅の新築・改修に対する支援等の施策を講ずることが必要である。

普及に当たっては、住宅関連事業者（マンション関係団体、設計関係団体、住宅生産関係団体等）へのガイドラインの普及や、多くの住宅種別（新築・既存、持ち家・賃貸等）に対応する支援等の施策が講じられることが望ましい。

(2) 転落防止用製品の研究・開発

子どもの窓及びベランダからの転落防止のための製品の研究・開発が進むよう関係団体に働きかけることが必要である。

働きかけに当たっては、転落防止のための機構をあらかじめ組み込んだ製品だけではなく、既存の製品に取り付けることのできる製品も開発促進の対象とした上、消防隊の外部からの進入や建物内部からの脱出、子どもの特性に耐え得る十分な構造及び強度、保護者の利便性などに配慮することが求められる。また、意匠性などデザイン面での創意工夫がなされることが望ましい。

(3) 転落に至るプロセス及び転落事故防止方法の周知啓発

子どもが窓及びベランダから転落するプロセス及び転落事故防止方法について、保護者等に対する周知啓発の施策を講ずることが必要である。

周知啓発に当たっては、子どもの発達段階に応じた住環境整備が必要であることの周知啓発、乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業（乳幼児健康診査等）を始めとした保護者等に周知啓発するための手段を活用することが望ましい。

5 意見

調査委員会は、以下のとおり意見する。

5. 1 国土交通大臣への意見

子どもが窓及びベランダから転落する危険への対策をした住宅を普及させるため、住宅を供給する事業者等に対して、ガイドラインの普及、子どもが窓及びベランダから転落する危険への対策をした住宅の新築・改修に対する支援等の施策を講ずること。

5. 2 経済産業大臣への意見

子どもの窓及びベランダからの転落防止のための製品の研究・開発が進むよう関係団体に働きかけること。

5. 3 こども家庭庁長官への意見

子どもが窓及びベランダから転落するプロセス及び転落事故防止方法について、保護者等に対する周知啓発の施策を講ずること。

6 おわりに

本報告書の作成に当たり、子どもの転落事故を防止するためにどのような方法を講じ得るのか、あらゆる角度から検討を行った。

調査委員会の出発点は、子どもの転落防止を保護者だけの責任問題とすべきではない、という考え方である。子どもは予測不可能な行動や急速な成長を見せる一方で、保護者は仕事、家事等を同時にしているため、子どもを見守る注意には自ずと限界があるからである。転落防止対策は、行政機関及び全ての住宅関連事業者にも一体として取り組むという強い意思が求められるべきである。

他方、窓及びベランダは、採光、換気、眺望、内部からの避難、外部からの救助活動などといった開放性の機能と同時に、防犯や室温維持など閉鎖性の機能も期待されているように様々な機能を担っており、転落防止と既存の機能、とりわけ開放性機能との両立は極めて難易度が高い課題である。そして、この課題に妥当な解を出すためには、歴史や地理的条件に根差している住宅のあり方や住まい方、建築基準法令、消防法令にとどまらない住宅に関する各種法令の横断的な検証が必要となる。

その結果、子どもの転落防止を他に優先して徹底しようとすれば、日本の生活習慣全体を根本から見直す必要が生じる可能性がある。それには長い時間を要するため、子どもの転落事故防止の可及的速やかな実現という観点から、既存の習慣や制度との摩擦ができるだけ少ない対策を第1フェーズとして行い、それが上手く行かないことが分かったときに、第2フェーズとして徹底対策に移行するというように段階を分けるべきと考えた。

以上に基づいて、本報告書では、第1フェーズとして、保護者の「見守り」だけに頼る現状からの脱却を目指し、住まい（ハード面）及び住まい方（ソフト面）の両面にわたる「住環境整備」へと、保護者のみならず、社会全体のマインドセットの変容が進むことを促す方針を探ることとした。また、変容を促す働きかけの一つとして、周知啓発資料を作成した。

今後もしも第1フェーズの対応での状況改善を確認できない場合には、子どもを守ることを他に優先する観点から、より実効性が高い内容での第2フェーズ（新たな法令の制定又は既存法令の改正の検討を含む。）に踏み込まなければならないだろう。このような事態とならないよう、調査委員会は、関係各位の行動を期待しつつ、状況の変化を注意深くモニタリングしていくかなければならないと考えている。

添付資料

- 1 選定日以降 2024 年 9 月 30 日までの審議を行った委員等
- 2 調査の実施経過
- 3 用語の使い方
- 4 - 1 関係法令（抜粋）
- 4 - 2 子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン
(改訂版)（抜粋）
- 5 米国ニューヨーク市調査報告
- 6 補助錠と窓サッシとの適合性評価実験及びアンケート